
平成18年第4回(12月)南丹市議会定例会会議録(第4日)

平成18年12月13日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成18年12月13日 午前10時開議

- | | | |
|------|--------------------|--------|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第223号 | (市長提出) |
| 日程第3 | 議案第224号から議案第242号まで | (市長提出) |
| 日程第4 | 議案第243号から議案第251号まで | (市長提出) |
| 日程第5 | 請願審査について | |
| 日程第6 | 意見書案について | |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|---------|---|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第223号 | 南丹市自治功労者の表彰について (市長提出) |
| 日程第3 | 議案第224号 | 南丹市地域情報通信基盤整備基金条例の制定について (市長提出) |
| | 議案第225号 | 南丹市安全で安心なまちづくり条例の制定について (市長提出) |
| | 議案第226号 | 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出) |
| | 議案第227号 | 南丹市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (市長提出) |
| | 議案第228号 | 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出) |
| | 議案第229号 | 南丹市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について (市長提出) |
| | 議案第230号 | 南丹市立学校体育施設利用条例の一部改正について (市長提出) |
| | 議案第231号 | 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (市長提出) |
| | 議案第232号 | 南丹市過疎地域自立促進市町村計画の変更について (市長提出) |
| | 議案第233号 | 南丹市道路(旧園部町道)路線の廃止について (市長提出) |
| | 議案第234号 | 南丹市道路(旧園部町道)路線の変更について (市長提出) |
| | 議案第235号 | 南丹市道路(旧園部町道)路線の認定について (市長提出) |
| | 議案第236号 | 工事請負契約の変更について(殿田小学校改築工事(屋内運動場建設)) (市長提出) |
| | 議案第237号 | 京都府後期高齢者医療広域連合の設立及び規約の制定について |

- (市長提出)
- 議案第238号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について (市長提出)
- 議案案239号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第240号 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第241号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について (市長提出)
- 議案第242号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について (市長提出)
- 日程第4 議案第243号 平成18年度南丹市一般会計補正予算(第4号) (市長提出)
- 議案第244号 平成18年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出)
- 議案第245号 平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出)
- 議案第246号 平成18年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出)
- 議案第247号 平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算(第2号) (市長提出)
- 議案第248号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) (市長提出)
- 議案第249号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第3号) (市長提出)
- 議案第250号 平成18年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第251号 平成18年度京都府南丹市上水道事業会計補正予算(第2号) (市長提出)
- 日程第5 請願審査について
- 日程第6 意見書案について

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 西 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹

7番 橋本尊文	8番 仲村学	9番 中川幸朗
10番 小中昭	11番 川勝儀昭	12番 藤井日出夫
13番 矢野康弘	14番 森嘉三	15番 外田誠
16番 片山誠治	17番 中井榮樹	18番 西村則夫
19番 井尻治	21番 松尾武治	22番 八木眞
23番 谷義治	24番 吉田繁治	25番 村田正夫
26番 高橋芳治		

欠席議員（1名）

20番 村田憲一

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山秀良	課長補佐	森雅克
係 長	西村和代	主 事	井上美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	教 育 長	牧 野 修
参 与	浅野敏昭	参 与	中島三夫
総務部長	塩貝 悟	福祉部長	永塚則昭
事業部長	松田清孝	福祉事務所長	永口茂治
水道事業所長	井上修男	教育次長	東野裕和
総務財政課長	伊藤泰行	企画情報課長	小寺貞明
監理課長	井上秀雄	税務課長	橋本早百合
合併調整室長	大野光博	市民課長	吉田 進
健康課長	大内早苗	土木建築課長	川勝芳憲
都市計画課長	西岡克己	農林商工課長	神田 衛
上水道課長	寺尾吾朗	下水道課長	栃下孝夫
教育総務課長	榎本泰文	学校教育課長	勝山美恵子
社会教育課長	波部敏和	出納課長	寺尾眞知子
農業委員会事務局長	川辺清史	園部支所長職務代理者	山内 明
		園部支所地域総務課長	

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条第3項に基づく例月出納検査結果報告、並びに同法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告がまいっており、写しを手元に配布しておきましたのでお調べをお願いします。

また村田憲一議員、川勝眞一議員、所要のため、仲村・岸上両助役、國府参与より本日他の公務のため欠席の旨、連絡がありましたのでご承知をお願いします。

また本定例会に受理いたしました陳情・要望は、陳情4件、要望1件であります。写しをお手元に配布しておきましたので、お調べをお願いします。

以上、報告を終わります。

それでは直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（高橋 芳治君） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番、仲村学議員の發言を許します。

○議員（8番 仲村 学君） 皆さん、おはようございます。

8番、仲村学でございます。

市長におかれましては南丹市の發展のために、日々ご尽力をいただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

それでは通告にしたがひまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、交通安全対策についてお伺いをいたします。

車社会が進展することに伴い、交通事故件数も増加を示し社会問題化しております。その対策に官民それぞれの立場において、真剣な取り組みをしていただいているところであります。しかしながらその努力がなかなか身を結ぼうとはせず、依然として交通事故により毎年多くの犠牲者を生み、加害者も被害者も、その家族を含め多額の費用と労力をそのために費やしていることはご承知のとおりであります。誠にその社会的損失は計り知れないものとなっております。ちなみに南丹市域における昨年の交通事故発生件数は182件、府内における発生件数19,460件の約1%を南丹市で占めております。割合だけ見ますと、少ないと思われるかもしれませんが、他の市町村の人口や車両の通行量などと比較しますと、決して少ない割合とはいえません。また新市になってから死亡事故が5件発生しており、5名の方が亡くなっておられます。住民の安心・安全な生活の確保に対して、危機的状況であるといえます。何事につきましても前回との比較検討、そして改善の方向に進むように努力を重ね、効果のあがる方策を試行錯誤すること

により、その結果として効果が表れてくるものと考えますが、しかし、こと交通事故については、その効果が目に見えて表れにくいところに対策の難しさがあるように思います。交通事故はちょっとした瞬間に発生してしまいます。自分は最大の注意を払いながら運転していたのに、事故に巻き込まれてしまったということをよく聞きます。ハンドルを握る運転者はもとより、同乗者、加えて歩行者との関係も大きく影響してまいります。ハンドルを握る人が引き起こす事故の確率が高いことはもちろんでありますが、確率を低くするための道路をはじめとする環境整備など、総合的な相乗効果と、歩行者を含めた対策を確実に実行していくことが緊急の課題であり、またモラルの向上を含めた運転者に対する厳しいチェック体制も重要な課題であります。日本における車社会の発展に伴い、高校を卒業すると同時に運転免許証を持つ、あるいは車を運転するなどが常識になっている現在、特に南丹市のように広い地域に集落が点在し、自家用車が生活に欠かせない地域では、より車への依存度は高くなります。また自動車の性能向上や道路改良の進展でスピードが出しやすくなり、一たび事故を起こせば大事故につながる可能性が増えているといえます。また本市においては高齢化問題も大いに関係してくると考えられます。こうした地域性も考慮し、交通事故が少しずつ目に見える形で減少していく状況を、一日も早く実現していかななくてはならないと思います。本市においては交通安全対策審議会の開催が予定されていますが、市内での交通事故の現状と今後の交通安全対策について、市長のご見解をお伺いいたします。

続きまして、いじめ問題について質問をさせていただきます。

現在、新聞やテレビにおいて伝えられておりますように、各地の学校において生徒同士のいじめにより、いじめられた生徒が自殺をするという状況が起こっており、大きな社会問題となっております。新聞などの調査によりますと、当然ながら、いじめの問題は大人の気付かないところで起こっています。つまりそのいじめが長期にわたり継続することにより、いじめられる生徒を追い込んでいる現状があります。そして、そのいじめられる苦しい状況から逃げ出したいと考えた時に自殺という最悪の手段を選択し、いじめの解消を図っているのだと考えられます。このような状況は誠に痛ましい限りであります。このような状況を考えるときに最も重要であることは、いかに早く大人がいじめられていることを知るかにかかっています。長期のいじめが続くことがその生徒に耐えられない苦痛を与えているのであります。とにかく一刻も早く大人が、いじめの起こっている状況を把握することが必要であると考えます。新聞などでは評論家などかじめの原因や対処法を語っていますが、私はまず最重要課題として考えることは、教師や保護者がいち早くいじめに気付くための方策を検討することが重要であると思います。そこでいじめ問題を単なるふざけあった行為と捉えたり、いじめの状況を観察したり、問題解決を先延ばしする姿勢を学校がとることは言語道断の行為であり、そのような学校を放置することは、ましてやあってはならないことでもあります。そのためにも教師・保護者を含めた子育て研修のようなものを開催して、子どものシグナルを敏感に感じ取

れるような感覚を大人が磨く必要があります。さらに子どもたちが自分たちが抱えている悩みを話したくなるような環境づくりも大切であると考えます。いじめ問題については本市においてはそれぞれの学校におきまして、様々な対策がとられているとは思いますが、教育委員会として、現在、各学校への現場への支援をどのようにしておられるのか、また小中学校において、いじめについての実態の把握はどのようなシステムにより行われているのか、市内の学校の現状と、そして問題解決に向けての取り組みについて、お伺いをいたします。

次に、市内在住の私学生徒について質問をさせていただきます。

現在、京都府の高校生の約4割が私立の高校に通学しております。南丹市も京都市や福知山市への通学圏であり、多くの生徒が私立に通い、また南丹市内の私立高校にも通っております。この4割が私立高校に通うという数字は私立高校がなければ、中学校の卒業生の何名かは高校に行けないという状況があるということです。多くの方が経済的な余裕があるから私立に通うのだとお考えかもしれませんが、公立高校の中に生徒の希望するコースがないなどの理由で通学をしているものも多数おります。公立であろうとも私立であろうとも同じように教育を行う学校でありながら、公立高校に通う生徒の1年間の学費負担は12万円であるの対しまして、私立高校の学費の負担は76万円と、約6倍もの格差となっております。近年の経済不況の長期化などによります企業のリストラや倒産などによる収入が減少し、学費を払うことができずに、通っている学校を辞めざるを得ない状況におかれた生徒もいる実態があります。国や京都府では教育の機会均等を図るために、助成金として国・府を合わせた生徒一人あたり4万8,000円の補助金を出していますが、これは課税総所得の711万以下の家庭を対象にしたものであります。しかし年間76万円の学費と比べますと、決して多い額とはいいかねます。そこで私が伺いたいのは、私立高校などに通う生徒の家庭に対して、南丹市独自の支援ができないかということであります。先週の12月7日木曜日の毎日新聞の夕刊に、京都の私立高校に通う女子生徒の悲惨な境遇の記事が載っておりました。その記事は父が蒸発し、残された家族は祖父母の年金のみで暮らしていく苦しい生活となりました。その高校生の生徒は私立に通っている私がいるから家庭が悲惨なのだと考え、自分さえ死んでしまえば、この家庭は楽になると考え、苦しんでいるとの記事でありました。このような事例を見ましても経済的に苦しい家庭にとって、私立の学校に通わせることがいかに大変であるかとの思いを深くいたしました。そこで私が要望したいことは、私立に通う生徒を抱える家庭に支援をお願いしたいわけであります。特に経済的に苦しい家庭、例えば生活保護を受けている家庭に対してだけでも経済的支援策を考えていただけないでしょうか。全国的に目を向けますと、このような単費での支援策は愛知県の犬山市において、既に施行されております。経済的な理由などにより生徒が修学を断念せざるを得ない状況は、南丹市の子育ての支援の精神を考えましても、どうか改善すべき課題であると考えます。もちろん財政的に厳しい本市においては、大変難しい問題である

ということは十分承知をしておりますが、何らかの経済的な負担の軽減策ができないか、お伺いをいたします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 仲村学議員の一回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。

それでは、仲村議員のご質問にお答えをいたします。

交通事故の問題、大変大きな社会問題として、長年に渡り論議されておったわけでございますし、また、それぞれの町におきましても交通事故撲滅についての取り組みを続けていただいとったわけでございます。こういったなかで新しい南丹市となりまして、今年に入ってから交通事故、死亡事故が4月の30日、日吉町内で発生しており、それ以降、今日まで5件5人の方が、市内においてお亡くなりになっております。こういったことを踏まえまして本年5月の3日から31日まで、また8月の17日から31日まで、二回にわたります、交通死亡事故多発警報として発令をいたしまして、市民の皆さま方へ注意の喚起をいたしたところでございます。市といたしましても南丹警察署、また南丹船井交通安全協会等の関係機関、関係団体と共同しながら、11月の18日、交通安全大会を開催するなど、市内から交通事故の撲滅を目指して、啓蒙啓発に努めておるところでございます。また今後の対応といたしまして、南丹市交通安全対策審議会において交通安全計画の策定を進めてまいり、数値目標なども含めた総合的施策として取り組んでまいる予定でございます。また12月11日から31日まで、年末の交通事故防止府民運動が展開されておるわけでございますが、スローガンとしては「年の瀬も急がずあせらず京の道」という形で、今、運動が繰り広げられております。南丹市におきましても事故撲滅の啓発をさせていただいておるところでございますし、また12月の14、15、この2日間、夕刻でございますけれども職員、市職員に対しまして、臨時また嘱託職員を含めた全職員を対象にしての南丹警察から講師をお呼びしての交通安全に対する研修を行うところでございます。常日頃より飲酒運転による様々な課題が発生いたしておりましたこともあり、部課長会議等を通じまして、私も職員に対して交通事故防止に対する啓蒙をことあるごとに進めておるところでございます。また市民の皆さま方にも事故防止に対する啓蒙運動をこれからも続けていくことによって交通事故撲滅を目指す取り組みを、さらに進めていきたいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層のご協力を賜りますよう、この場をお借りして、お願いを申し上げる次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 皆さん、おはようございます。

仲村議員のご質問にお答えをいたします。

最初にいじめ問題にかかわってでございますが、それぞれ議員さんのご質問に答弁をさせていただいたとおりであります。南丹市の状況としていじめの事象の報告はございません。そういう実態であります。いじめにつきましては、いつどこで起こるか分からないというような状況で、安心安全の確保、あるいは生命尊重に関する指導について、それぞれ学校あるいは幼稚園に、その指導の徹底を図っているところであります。とりわけいじめが起きないというような状況で、心の教育あるいは協調性や社会性を育成するというような観点からも、学校づくりあるいは学級経営を進めていくというような状況が大事であると、このように思っております。しかしながら、いじめあるいは生徒指導の問題事象に対応するという状況につきましては、議員ご指摘のとおり、早期発見・早期対応指導というものが大事であろうと、そのためには児童・生徒等、子どもの実態把握に努めるというような状況が重要であり、そして組織的な対応ということが出来るためには緊密な情報交換や共通理解を図りながら、日頃から学校全体で組織的に対応する、あるいは指導ができるような取り組みを進めていくことが重要であり、その徹底をお願いをしているような状況でございます。

なお、生徒指導上の問題事象等の把握を、教育委員会がどのように行っているかという状況であります。月例の定例報告というような状況で一般的には把握をしておりますが、ただ緊急性、あるいは重大性を含むような状況の事象、あるいは行動につきましては、とりあえず報告も含めて緊急に連絡をし、一体的な取り組みができるような状況ということで、常に校長指導の学校経営に基づいて、その指導徹底が図られるような状況を進めているところですので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、市内在学の私学生徒への援助にかかわってでございますが、南丹市立中学校に通うほとんどの生徒が公立・私立の高等学校等に進学するなか、現制度では京都府が実施主体の京都府内外の私立高校の学校に在籍する生徒の学費軽減補助金、また高等学校等就学金貸与制度及び就学支援特別融資利子補給制度を利用いただくか、母子及び寡婦福祉資金・就学資金等の国及び府が実施している奨学金を利用いただいているのが現状です。また私立幼稚園に通う保護者に対しては、国の制度を活用した就園奨励費補助金制度を本年度から実施していますが、そのほかに南丹市としての独自の私学通学児童生徒に対して、奨学金制度を創設することは、ご指摘のとおり財政の厳しい状況というようなことを考えまして、現状では困難と考えております。ただ、就修学及び義務教育の総和としての進路実現というような状況は、非常に重要な課題であります。そういう意味では一般的には今、答弁したとおりでございますが、個別的な状況というような状況につきましては、やはり相談を十分に進めながら、今の制度の中で何が出来るかというような状況を十分に検討をしていく必要があると、このように思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲村学議員。

○議員（8番 仲村 学君） ありがとうございます。

いじめにつきまして、再度ご質問させていただきます。

本日もご答弁いただきました内容もですね、おとついで他の議員が質問させていただいたとおりですね、いじめっていうものは、この南丹市においてははないというご答弁だったわけですが、本日もそのようなご答弁いただきました。本当にここにいらっしゃる方、皆さん、この南丹市内でいじめが0件であるというふうに思っている方は、もう、いらっしやらないというふうに思います。昨日も北海道の滝川市の問題がございました。学校や市教育委員会は女性の遺書があるにもかかわらず、いじめの事実を真正面から向き合おうとしない、そういうことがございました。先ほど教育長がご答弁いただきましたとおり、確かに0件であることに間違いはないというふうに思います。それはそこに問題があるというのは、やはりこの状況を把握する、このシステムに問題があるといわざるを得ないと思います。民生児童委員さんなり、学校の先生なり父兄の方ですね、連絡体制を整えまして、そういういじめをいち早く把握するようなそういうシステム、具体的にですね、アンケートを取るなりですね、まず実態把握というものに何らかの、今後、考えがとおりにならないのか、ご答弁を求めたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） いじめにつきまして、ないはずはないという状況で断定して、私に答えという状況ですが、やはりこのことは、いじめはやはり事実に基づかなければならないという状況です。ですから、もし懸念があるという状況であれば、先のご質問にも答弁いたしましたようにその気になる状況とか、あるいはこういう事実を聞いてるとか、そういうものを我々、あるいはとりわけ直接指導している学校の方に知らしめていただくということが大事ではないかと、このように思います。そういう意味合いではその事実に基づかずに断定的におっしゃるといふことは、いかなるものかというような状況を強く思うわけでございます。そういう意味では早期発見、早期対応ということの重要性ということをおっしゃりながら、その懸念が感じられるということ、この議会までおっしゃらないということは、やはり私たちは指導の方針に基づかないということになるのではないかなど。そういう状況から、やはり我々はいち早い指導体制を取りながら、子ども側に寄り添った指導をしていくということが大変重要なことだと思っております。そういう意味では事実をやはり出しながら、指導をしていくということが、いじめ問題の根幹に係わることであり、このように思います。そういう意味合いから見たらですね、やはり懸念のあるという状況はやはりいち早く指導のできる学校に、そしてまた、我々が学校指導監督する我々にもですね、教えていただきながらやっていくということで、ないということの疑念を晴らすという意味でアンケートを実施しな

いという状況は、少しちょっと私としては理解をしがたいというような状況ですので、とりあえず懸念される事実というものがあって、そのことへの対応さしていただきたいと、このように思っておりますので、そのような状況でよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

仲村学議員。

○議員（8番 仲村 学君） 教育長、私、きちっと先に申し上げられなかったのが、申し訳なかったんですけども、事実に基づいてということをおっしゃいました。私自身です、個人的にも知り合いのですね、父兄の方から、いじめがあると、実際にいじめを受けていると、南丹市内の学校で受けているということをお聞きをいたしております。詳細にわたって今申し上げたいところがございますけども、子どものプライバシーの問題もございます。そういう状況を把握しているが故にですね、先ほどのような形で実態の把握に努めていただきたいということを申し上げたわけですが、きちっと伝わらなかったことに関しましてはお詫びを申し上げたいと思います。しかし、現実にあるということ認識をしていただいた上で意見を申し上げたということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。そういういじめが現実にあるという状況の中においては、何らかのお考えをお持ちなのか、もう一度、再度お伺いをいたします。

○議長（高橋 芳治君） 牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） いわゆるそのいじめの調査という状況で、長期にわたって、そして力の上下関係によって、心身苦痛を与えているというような状況で、一定、定期的なことは先の答弁で申し上げたような状況でございます。そして、いじめというものが深刻かつ緊急な解決課題というような状況であれば、なぜそこでお持ちいただくのか、なぜ私たちが把握できてないところを、なぜ緊急におっしゃっていただけないのか、そのことが言わば、いじめがないとしているような状況でですね、今そのいじめがあるとしての対応をいかがかというような状況から見たら、やはり事実に基づいて、具体的対応をしていくということが大事なことでありますので、やはりそのことを伝えていただけないという状況が、私には解せないという状況を生むわけであります。そういう意味合いから見て、あとほど私どもが十分把握していないところで聞かしていただきながら、対応さしていただきたいと、このように思いますので、具体的な事例への対応というのは、ここで答弁するのはいささか適当でないと、このように考えますので、あとほど聞かせていただきながら、その対応については具体的に検討してまいりたいと。今現状については、おっしゃるような状況に該当するような状況としては、私どもは持ち合わせておりませんので。しかしながらいじめというのは、つかみ難い状況という側面も持っておりますので、そういう状況でお知らせいただいたあと、我々としては対応を考えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、仲村学議員の質問が終わりました。

次に17番、中井榮樹議員の発言を許します。

○議員（17番 中井 榮樹君） 皆さん、おはようございます。

丹政クラブに所属をいたしております、中井でございます。どうかよろしく願いいたします。

早いもので南丹市が誕生して、早や1年が経過いたそうといたしております。しかし南丹市の船出は決して穏やかなものではございませんでした。スタート早々につまづき、また市民の皆さま方には大変ご心配をおかけしたところでございます。しかし、4月の末に佐々木市政が立ち上がり、そして6月の議会におきまして、骨格予算に補正が組まれて肉付けがなされたところでございます。そして参与等も決定をいたしました。しかし財政状況は非常に厳しいなかでのものでございます。しかしそんななかで、どうにか南丹市が船出をしたというふうに認識をしておるところでございます。市長のご努力に関し、敬意を表しますとともに、両助役、今日は欠席されておりますが、両助役並びに参与の皆さま方、そして市幹部の職員の皆さま方に心より敬意を表するものでございます。

それでは議長からお許しが出ておりますので、通告にしたがいまして、順次質問をさせていただきますというふうに思います。

まず最初に、情報通信基盤整備事業についてお伺いをいたします。

この事業は、南丹市が誕生して旧4町の隅々にまで一律に情報を知らしめる、そして南丹市の市民が合併して本当によかったなあと感じられる、そのような事業を、まず最初に取り組むべきであるという趣旨の基に光ファイバーを導入したCATVシステムが今、着々と進んでおります。いよいよ平成19年度からは日吉町において供用が開始されます。また20年度からは八木町・美山町において供用開始の予定でございます。園部町におきましては既に供用が開始されておるところでございますが、西本梅の大河内地区の一部と殿谷口の一部に、まだCATVが導入されていない地域がございます。この件につきまして、私は6月議会で質したのでございますが、市長の方から大変建設的なご意見を賜り、ありがたく感じておるところでございます。そこでお聞きいたします。今、南丹市として、この地域に対するCATVの取り組みは、どの程度までご検討がいただけているのか、市長にお伺いいたしたいと思っております。

続きまして、防犯設備についてお伺いをいたします。

今、口人から国道372号線埴生地内にかけてまして、国道477号線という素晴らしい国道が開通いたしました。そして、おかげさまで毎日大型のバスやトラック、自家用車等がひっきりなしに通行いたしております。そしてこの国道は峠を隋道化してトンネルができましたので、周辺部から中心部にかけて非常に道のりが近くなりました。そういったことで、現在は農芸高校の学生や園部高校の学生が毎日自転車でたくさん通学をされとります。しかし殿谷から小山西口にかけて照明がないため、夜は非常に暗くて危

険でございます。事故や事件が起きてからでは間に合いません。防犯灯ができれば一番いいんですが、すぐの設置は無理としても歩道が確認できる程度の街灯程度の照明は、これはぜひ必要である、このように思います。この件につきましては学校や関係者から要望は出てるかと思いますが、市長のご見解を伺いたします。

続きまして幼保一元化、認定こども園制度についてお伺いをいたします。

この制度は就学前の保育所や幼稚園の子どもたちに教育に差のない、そんなシステムにしていこうというような形のものでございます。今、今年のちょうど10月から国の方で認定こども園設置法で新設が認められました。この制度は各都道府県が条例で基準を決めて認定をしていこうというものでございます。タイミングよく、今、京都府が今のこの12月の定例会で認定基準を定めた条例案を提出してくれました。これは幼保連携の場合であれば、幼稚園に一定の人数が未達であっても、保育所を合わせて認定をしていこうというものでございます。また実施期間につきましては、平成22年度まで、いわゆる4年間の時限立法でございます。早急に取り組む必要があるというふうに思うところでございます。また今、気になるのが、各町とも少子化のために幼稚園や保育所に子どもさんが非常に少なくなってきたりします。そういったことで中心部の一ヶ所に統合しようという動きがございます。しかしこれは決して安易に取り組むべきではない、このように思います。と申しますのは、そのこと自身が周辺部の過疎化や、また小学校の統合につながってしまうからであります。せっかく今、子どもたちが少ないからということで、中心部の保育所や幼稚園に子どもを通わせたとしても、小学校になれば、また地元の小学校に戻るわけでございます。そうやってまいりますと、今までせっかくできたお友達とも別れ離れにならないといけないし、また中学校に入る時点で、また元の一つに戻るといようなことで、子どもの動揺も非常に大きなものもあるし、また親御さんとしてもそれであれば、この際に中心部の近くの小学校にうちの子どもは通わせたいというようにお話しも出てくる可能性がございます。しかし、学校は選択性ではありません。したがって、どうしてもという方に対しては住所変更をして、今いる所から出て行かなければならない、このような厳しい縛りがあるわけでございます。そういったことや、また中学校の問題等々が出てまいりますと、結局は小学校を統合していこうというような動きに拍車をかけてしまう。そして一旦出られた親御さんは、なかなか今度地元の方へ戻ってこられないということで、過疎化にも拍車が掛かってしまうという現象が生じてまいります。したがって中心部に出るんじやなしに、できるだけ地元の保育所と近くの幼稚園が連携をして、一つのそういった認定こども園を設立して、この大型統合というものを阻止する必要があるというように思うんですが、この件につきましては教育長にお伺いをいたします。

次に、いじめ・虐待についてお伺いをいたします。この3日間、同僚議員からいじめについてはたくさんの方が質問をされましたので、たぶん、もう教育長からは新たな答えは求められないと感じておりますので、新たな答えがない限りは答弁は結構ござい

ますが、いじめとはどの程度のものをいじめと認定するのか、また、いじめている子どもたちがある日から、また、いじめられる側が変わるといようなこともあって、大変このいじめの認定というのには学校の先生方にもご苦勞をおかけしてることと思います。しかし、いじめられて生徒がS O Sを発信しているのに、家族や学校がそのことを分かってくれない、追いつめられた子どもたちは先ほどの話のように自殺をしてしまうという、悲しいような事例が毎日のように新聞に載っております。また学校や家庭や、そして教育委員会が当てにできないから、子どもたちは直接メール等で文部科学省に直訴しているという事例も、新聞等で報じられているところがございます。いずれにいたしましても少子高齢化の今日、明日のこの日本を背負って立つてもらわなければならない、そのような大切な子どもたちが自らの手で命を絶つというような、こんな悲しいことは絶対にさしてはなりません。しかしこういう事例が出てまいりますと、ある新聞に載っていましたが、責任を取って校長が自殺をしたというようなこともございました。しかし、ちょっと待って下さいと、これは違いますよと、命の大切さというものを子どもたちに教え、そして今、子どもたちが、あなたがあるのは多くの多くの方々のかかわりがあって、今のあなたがあるんですと、これからはこの命を大切に、立派な社会人となって社会に貢献するような人間にならなければならないということを、しっかりと教えるのが学校であり、先生なんです。その先生の責任者である校長が、自分が子どもが自殺したことによっていろいろな批判を受ける、そのことに耐えかねて、その場を逃げてしまった、こんな卑怯な、いわばあまりにも短絡的で無責任としかいいようがありません。残された学校の子どもたちや、また先生や、またその家族はどうなるんでしょう。そのようなことは考えられたのか、やはり学校の先生たるもの、もう少ししっかりして欲しいと言いたいのであります。いずれにいたしましても、今申しましたようにいじめについては、答弁は求められないと思いますので結構ですが、虐待について今南丹市の状況はどのようなものがあるのかと、どのような事例があるのかということと、各小・中学校で虐待対応担任は配置されているのかどうか、この件について教育長にお伺いをいたしたいと思っております。

次に指導力不足教員について、お伺いをいたします。

いわゆる学習指導・生徒指導、そして学級経営を適正に行うことのできない教員、すなわち資質能力を高めるための本人の意欲や努力が不足して、責任感に欠けるこういう教員をいうのであらうと思っておりますが、2005年度の文科省の調査によりますと、指導力不足教員は公立校で506人認定されたというふうに聞いております。しかしこんなものは氷山の一角であって、予備軍を入れると、おそらくこれの数倍にもなろうというふうに思われます。また認定例等、見てみますと、学校の先生が昼休みに何とパチンコに行って、そして夢中になり過ぎて午後の授業に間に合わなかったと、そういったことで午後の授業を放棄してしまったというような事例も出ておりますし、また体調が不良のために、欠勤や無断欠勤が非常に多い、こんな先生もあるというふうに聞いておりま

す。こんなことは指導力不足教員以前の問題であって、全く教員としての資格そのものが問われるような先生であろうというふうに思うのであります。またその他の例にいたしましても、教室で騒ぐ子どもがいるのにそのことを静めることもなく、一方的に授業を進めて、学級崩壊の寸前にまでいってしまったというような事例もございますし、また常によく児童に暴言を吐く、このような先生があるということも聞いておりますし、教員とのトラブルが絶えない先生があるというようなことも聞いております。いずれにいたしましても、こういった指導力不足教員は大半が40台から50台の先生に多いということであって、もはやこの今のこの時代の流れや変化についていけない先生がいると、いうことであろうというふうに思います。そこでお聞きいたしますが、南丹市での各学校での実態と認定例を、教育長にお伺いをいたします。

教員の評価制度についてお伺いをいたします。

教員の教育に対する考え方や取り組み方、そして努力に対して評価をしていくものであろうというふうに思いますが、例えば熱心な先生は朝早くから学校に出勤をして、事務整理をしたり、その日の授業の予習をされる、そういったことで一所懸命取り組んでおられる。そして子どもが登校する時間帯になれば、外に出て安全の確認、そして安全の指導に取り組まれる。授業が始まれば時間を惜しむようにして一所懸命授業に取り組まれる。そして放課後はクラブ活動に指導に汗を流しておられる。そして子どもたちが帰ったあとは夜遅くまで、それこそ夜遅くまでその日の反省や、また明るく日の授業に対する予習に一所懸命取り組んでいらっしゃる。しかし一方、朝時間はかつかつに駆け込み、そして授業もそこそこに、時間がくれば逃げるようにして家に帰られる、そんな先生に限って学校の春休みや夏休みや冬休みに、子どもたちと同じように先生は休みじゃなく研修をしたりする、そういう休暇なんでございます。しかし、それを忘れて自分も休みのようにして気楽に休みを取り、ややもすれば家族と海外旅行なんかをして批判を浴びておられる。また酷い話を一つ聞いたんですが、ある学校の片隅で先生が何人が寄って話しをされておったと、そのうちの一人が私もいよいよ子どもを産もうと思ってるんやという話しがあったときに、それを聞いた先生が、あんたなあ産前産後の産休を取るんやったら夏休みとか、そんな休みに引かからんようにせんと損やでと、そんな話しがあったと聞きました。先生たるもんは一時間でも、一日でも子どもたちから授業を離れることは、本当は心配でたまらん、そのくらいの責任を持つとられるもんと私たちは信じております。しかし、一日でも長く休んで、そして同じように給料が欲しい、こんな先生と一所懸命に汗を流して頑張っておられる先生、こんな立派な先生たちを同じでは、これはあまりにも気の毒であります。したがって、きちっとした評価をしていくことは、これは必ずや大事なことであろうというふうに思います。そういった意味で南丹市においてはどのような検討がなされ、具体的な基準は出されているのかどうか、教育長にお伺いをいたします。

私の持ち時間、過ぎてしまいましたので、教育委員会制度につきましては第2質問に

まわさせていただき、私の第1質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 中井榮樹議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、中井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

情報通信基盤整備事業につきまして、CATVのシステム、旧園部町内におきましてご質問のございました園部町大河内地内にございます、るり溪の別荘地のCATV加入問題でございます。これにつきましては平成4年度にサービス開始がされたわけでございますが、開始当時、一部の方が加入され今日まで提供をいたしておる事例がございます。その後、新規に接続を希望された方につきましては、このるり溪別荘地における開発分譲会社との様々な経過がありまして、対応ができてないというのが現状でございます。そういったなかで居住者の方から、CATVシステムについての加入に対する強い要望があったことも事実でございますし、現在もそのような要望を受けております。ただ今日までの経過があり、またCATV以外の様々な問題が、この別荘地管理会社との間で生じとるわけでございます。ただ先だつての議会におきましてもご答弁申し上げましたとおり、この南丹市に居住していただいております、またCATVを活用したいというご希望、これは十分に受け止めなければいけないということで、今日まで関係、市役所関係課におきまして2回にわたり協議を行いまして、各課題、対応策等の検討を進めておるところでございます。今後の対応といたしまして管理会社、また住民の皆さま方へ行政サービスを受けていただける部分と、また受けていただけない部分、これを十分にご理解をいただいた上で、今後早急に管理会社との話し合いを持ち、協議を進め、1日も早くこのCATV対応できるように考えたいとやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。また、このCATVにつきましては、受益者負担ということを原則にいたしております。こういったなかでそれぞれの課題も生じるわけでございますけれども、この点につきましても十分なお説明をいただき、ご理解をいただくように努力していきたいと思っておりますし、また園部町内では殿谷地区等のお家につきましても、空白地帯があるというふうにも承知いたしております。この点につきましても受益者負担を原則ということも十分にご説明させていただきまして、また地元関係者の皆さま方とも、ご協議をさせていただき、早急に対応していく所存でございますので、いろいろと地元関係につきましてもお世話になることと思っておりますけれども、何とぞよろしく、お願いを申し上げる次第でございます。

また477号関係、ご指摘のいただきました路線につきまして、信号機の設置をいただいたことによりまして372号との連絡道路も完成し、通行が始まる、大変多くの市民の皆さん、また遠方からの皆さんも便利になった、安全になったということで喜んでいただいておりますのも事実でございます。そういったなかで当該箇所につきましては、人家等もないという現状もございます。そういう形で防犯灯の設置ということで、ご要望

お聞きしておるわけでございます。基本的に南丹市におきまして、防犯灯、蛍光灯によりまして20Wの蛍光灯を設置しとると。行政の方におきましては地元区からの要望に基づき緊急性の高いもの、また必要度の高いものから設置をさせていただきとるということではございますが、電気代につきましては地元負担ということでいただいております。この当該地、数箇区、行政区域によりますと、数箇区にわたる延長の長い区域でもございますし、また電気代負担も含めて、関係者の皆さん方とご協議をさせていただかなければならないという現状がございます。そして、ご質問にもございました街灯、すなわち街路灯なんです、これは道路管理者の責任においてやっていただくことになっております。こういった実態もございますので、早急に京都府南丹土木事務所とも協議をさせていただきまして、要望をいたしたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 中井議員のご質問にお答えをいたします。

最初に認定こども園制度にかかわって、大型統合というような状況にかかわる質問であったかこのように思いますが、そのことにつきましては就学前教育の充実という観点から見たとき、幼保一元化というような状況にかかわる問題であろうと、このように思っております。そういう意味では幼児教育に携わる私どもとしては、幼保一元化における所管の幼稚園での対応というものは、現在、旧八木町で幼保連携型の一体的運営が総合的運営の下に行われ、総合的施設としての機能を果たし、先行的モデルを示しているところであります。一方、園部幼稚園では預かり保育を行い、対応しているところであります。これらの成果や課題、問題点を十分参考にしてそれぞれの施設を見直し、福祉事務所と十分な協議を行うなかでの幼児の健全な心身の発達という観点から、望ましい保育内容・環境を整えること、保護者のニーズに柔軟に対応することが可能なものとなるようにすることなど、十分な検討を要する課題であると考えております。そう状況のなか、まだ京都府としての認定こども園の制度としての認可、ご指摘のように、まだ明らかになっていない状況であります、保育所等の大型統合にかかわってという状況であります、このことにかかわりましては小学校の統合の視点と私は相通ずる点があると思います。すなわち適正配置、適正規模というような状況で、子どもたちにとってはどのような集団での活動、すなわち保育活動を通じて発達を促していくか、そういう意味での規模の状況も含んでると思われ、そういう意味合いでは、やはり子どもの発達の視点、望ましい発達をさす視点というような状況から見たときに、一定規模、適正規模というような状況も一定視野に入れていく必要があるかと思っておりますので、ただ単なる、その大型統合という状況でなくて、望ましい発達を促す適正規模の集団という点も合わせて、今後このことは検討していくべきだと、このような状況を考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、いじめ・虐待についてであります。

いじめにかかわっての実態につきましては、先に答弁をさせていただいたとおりでございます。ただ、やはり私たちが心しなければならないことは、いわゆるいじめという事象ということが、断定しなければ指導しないのかというような状況はあってはならないことと思っております。生徒指導上の問題事象等については、適切なる指導を行うことが必要であります。すなわち望ましい人格形成にかかわって機能するという状況が、生徒指導というような状況と思われまますので、そういう意味合いから定義にはめて、そして、それに当てはまるからということではなくて、やはり子どもたちの望ましい発達に則して指導というものがあるべきだ、そのように思います。その観点から虐待に対する教員の配置があるのかという状況ですが、虐待そのものに対しての配置はございません。ただ、それぞれの学校において生徒指導主任を公務分掌で決め、場合によっては、やはり課題のあるところについては加配教員を置きながら、このことへの対応をしているのが実際でございますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、指導力不足教員についてであります。

ご指摘のように全国的な規模の状況について、やはり問題があるというような状況の事象というものは、報道等について承知をしているところでありますが、南丹市内の小・中学校において、それぞれの学校において、校長を中心に学力向上を目指した特色ある学校づくりに取り組んでいるような状況であります。教員として不適格教員というような状況で断定するような、そういう日常的に指導に問題を、状態というか、常にそういう状態であるというような教員についてはないと、このように思っております。今後、やはり教員というものにつきましては、指導力を向上させるというような状況が課題であろうと、このように思いますので、校内研修の充実、あるいは授業改善の取り組みをさらに工夫をして、教員の授業力・指導力向上を進めていくような取り組みにまい進をしたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、教員の評価制度についてであります。

教職員の評価制度につきましては平成15年度より府内各公立学校で試行され、本年度より本格実施となりました。この制度は教職員一人ひとりが学校目標を踏まえ、自ら目標を設定しながら目標達成に向け努力し、その達成状況やプロセス等を評価する目標管理を導入するもので、その目標に対しての自己申告並びに校長等が評価者となり、客観的で公平的な三段階評価を基本とする絶対評価を取り入れるところでございます。そういう意味で、このことの基準があるのかという状況ですが、現状としては自己申告制ということと、今申しましたように学校目標を踏まえてということですので、教育計画並びに校長ビジョンに基づいて、どれだけ貢献をしていくかという状況で、しかも加点方式で実施をされてるといような状況での取り組みということですので、現状としてはそれぞれの学校において、いわゆる経営計画・教育目標、あるいは校長ビジ

ョンを一つの基準としながら、そのことへのそれぞれ職務遂行のあり様というような状況で進められているという状況ですので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

中井榮樹議員。

○議員（17番 中井 榮樹君） いろいろと、るる答弁をいただいたところでございますが、まず行政の方の市長のご答弁で、CATVのこの未導入地域については、私もそういった下水の問題とか、いろいろとあることについては承知をいたしております。その上でそういったこともかんがみながら、やはり情報を徹底するという、やはり南丹市の市民でありますし、税金も納めておられるというような環境の中での声でございますので、やはりこれは早急に対処すべきであろうというふうに私も思います。そういった意味で、今後、打ち合わせの機会を設けたいということでございますので、ぜひ早急によりしくお願いいたしたいと思います。

続きまして、防犯灯の設置につきましては、これは街灯程度のもので、これも検討していこうということですので、よろしくお願いいたします。

教育問題について、今、るるご説明をいただいたんですが、認定こども園制度について大型統合うんぬんということに関しましては、やはり私ども周辺部に住まいする者におきましては、やはり一番やっぱり過疎化とかそういったことが気がかりであります。そして学校というものがそのなくなることに、非常に皆さん神経を尖らせておられまして、やはり一つの校区という形の中で、我々の周辺は一つの結束がなされてるという今までの経緯があります。しかし時代の流れでそら教育観点から立てば、その辺の問題点は、これは指摘をされ、また改革をされることも仕方がないんですけども、できるだけ認定こども園制度において、その一定の人数が達すればそこで認めるというせっかくのこういう制度があるんですから、何も一気に中心部に統合するということじゃなしに、やはり一定のやはり期間を掛けて十分に検討し、その間は、やはり認定こども園制度なんかを利用して思いを和らげていただき、また、そういった流れになるのであれば、それはそれでやむを得ませんけども、一定のやはりいきなりということじゃなしに、せっかくこういう良い制度はやっぱり利用していくべきだろうというふうに思いますので、もう少し深いご見解をお聞きしたいなあというふうに思います。

それといじめ・虐待については、これはあまり虐待についても出てません。いじめについても出てきてないんで、あれですけども。一応、選任の担当はいないということですね。分かりました。

あと評価制度、指導力不足はちょっと置いときまして、評価制度でございますが、これにつきましては自己申告を主にしてやっておられるようなことを、ちょっと今、気がかりに感じたんですけども、先生を信頼する、そら当然信頼しなければいけないんですけど、今いろいろとこういうふうに使われている時代に、先生を私は100%信頼な

んで私はできません。それで自己申告なんていうことになってまいりますと、やっぱり自分の都合の悪いことは、概ねにして隠す、そうでなくても学校という所は、隠ぺい体質があるというふうに言われている特殊団体でありますので、そんななかで自己申告でどうのこうのそれはちょっとおかしいなど、やはりもう少しきちっとした評価をしてあげるべきだと。やっぱり頑張ってる先生が大半ですから、そういった、そこにちょっとね、劣るということであれば、やはりこれは何でかそういう制度でもって、罰則を加えていくようなことにしていかないと、いくらたっても改良が見られないと、私はそのように思います。

そういったことうんぬんを考慮した上で、教育委員会制度について、ちょっと第二質問に入るんですけども。今もご答弁があったようにいじめ・虐待の問題、指導教員については実際はこの先ほどの教育長がおっしゃるには、報告がないと学校から、これもちょっとかったるいなと私らに言わしたら、教育委員会そしたら何してるんですか、もっと踏み込んで欲しいよと、僕は言いたいんです。そしてこういう仲村君からも意見も出ておりましたけども、やはりアンケートを取るなり、やっぱりそれもいろいろと講釈をおっしゃったけど、そうやなしにそれも一つの参考資料として踏み込んで見る、そしていろいろなことやった上で、できないことはできないと、この程度しか掴めないとか、それなら分かるんやけど、何か高いところにおいて報告がないから、私らの方では把握してませんと、これはちょっとないんじゃないかなというふうに私は思います。

それと、あとの教員の評価制度は先ほども言うたとおりで、ほんでこういったことがね、その学校も教育委員会も、これが実態であろうと、私はこの程度の答弁しかもらえないと最初から思てました。これが私は実態だというふうに思います。よく失礼だけれども、学校の先生の常識は世間の非常識といわれています。これはね、やっぱり一般の社会とか、公務員とか、また違うんですよ。一つのまあ言うたら隔離されたというたら大袈裟になるんですけど、一つの特例などにおいてもらってる環境なんですよ。その中の甘えがある。したがっていろんなことが先生だから分かってられるんやけど、実際は井の中の蛙であって、世間の本当の社会のことは、やはり分かっておられない。やっぱりこれは専門外だから仕方ないですけども、分かっておらないとはたくさんある、こういうふうに私は思います。そしてね、悪いことには、その上につながつてるのが教育委員会なんです。こういうね、形が私は問題視をしておるんです。ほんで私はね、正直言いまして、今の教育委員会は、南丹市だけじゃないですよ、全国的に見てもはや機能していないと、こう思うんですよ。戦前戦後の当時はね、公選制でこの教育委員ちゅうのは選ばれてたんですよ。しかし当時は圧倒的な一党支配であって、やはり政治力がその学校の教育を一方向的に傾けてしまうんじゃないかという、そういうきらいがあって、ちょうど私らが小学校の時分ですよ、1950年代に入って今の制度に改革されて、そしてこれがね、今に至ってるわけですよ。しかし今の日本を見て下さい。今は与野党全く拮抗いたしております。与党といえども、今、一党では成り立たない。二つの党が

一つになってやっとう党を保っていると、こんな状況でありますから、やはりこの際に公選法にして教育委員会制度は公選法にする。そして外部、学校以外の外部から一般の人や民間企業の有識者をもっと入れて、新たな考え方や知識を導入する必要があると、このように思うんです。今の教育委員会の構成見てみましても、60%が校長経験の教員上がりやというふうに聞いております。そして残りの40%の中にも、公務員の方がたくさんあがっておられるというようなんが現状やというふうに聞いております。これでははっきり言うて家族会議してるようなもんですわ。それでお互いの古傷を舐めあっていると、こんなことではね、やっぱり正直言うて学校の隠蔽体質とか、また大きな改革には夢はもてません。また今の教育委員会の制度もね、文部科学省からの意見が各都道府県の教育委員会に下りてきて、そこから、また各市町村の教育委員会に下りてくる、そして、それがまた学校現場に下りてくるという、いわゆるね、上意下達のシステムがね、もう今や形骸化してしまってるんですよ。このことにも大きな問題があります。私はそう思いますよ。それと一方、そうはいくもの一方、教員の採用については、これは各都道府県の教育委員会が一括採用して、そして各学校の現場に直接に派遣をしてくると、あてがって派遣をしてくるというシステムで、気の毒だと思いますが、各市町村の教育委員会には人事権がないと、これも確かに問題ではあります。そしてその上に、この教育委員会というのは制度がすべて委員会の合議制で意思決定をするわけですね。この辺にも大胆な施策に踏み切ったりすることを、難しくしてるんじゃないかなというふうに思います。そこで思い切って公選制にして、教育委員を選ぶ制度にする。そして学校外から新しい感性や知識を投入し、各市町村の教育委員会の責任者は総括的な責任をもって、そして教育行政にきっちりと関与できる、そういう仕組みづくりをすることが肝要であろうと、これが早急の課題であろうというふうに私は思います。この件につきましては市長と、それから教育長にお伺いをいたしたいと思います。

あと残り時間、私余分に30分時間いただいたんですけども、時間がありませんので第3質問をすると、ちょっと無理かと思えますので、最後に付け加えさせていただきますが、私は決して教員や校長や教育委員会を批判しとるんとは違うんですよ。今この教育現場というありようがね、取り立たされてるこの機会でありますから、一層の奮起を促してるわけですよ。そして今の少子高齢化の今日、大切な子どもたちにね、立派な人間教育とか、高度な学力を身に付けさせてやってほしい、そんな思いが強いわけでありまして。そして学校では大事なことは、教育の分担ということもこれ大事であります。やっぱり家庭では家庭の教育というものがあります。これも責任もたななりません。それと地域社会これにも協力いただかなければならないし、それから学校は学校での本来の教育に没頭してもらわなければ困る。いわゆる家庭と地域社会と学校がかかわりあって、お互いに協力をし合って、そしてね、立派な子どもたちに立派な社会人になってもらうこと、私は一理に願って、私の質問を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 中井議員の教育委員会の課題につきましてのご質問でございます。

私自身、ただいまの教育基本法をめぐる様々な論議、また私自身も教育というのは市政の一つの充実すべき柱だというふうにとらまえております。こういったなかで私自身は、今の教育委員会の委員の皆さま方、それぞれ卓越したご見識をおもちでございまして、それぞれ十分なるご活躍をいただいとるということで考えておる、また感謝いたしておるところでございますが、今の様々なシステムの問題、また公選法などの論議、これはもう近年大変こう大きくなっておるわけでございます。こういったことにつきましても基本法の改正の中でも、それぞれ論議があったところでございますけれども、私はこれは一つの教育がおかれておる、大変重要な課題であるということは認識いたしております。しかしながら現制度の中で、今委員の皆様方がご尽力いただいとる、より一層市長サイドとの連携を強めるなかで、教育の振興を図っていかなければならないというふうの問題意識はもっておりますが、今の体制の下でご活躍いただいておりますそれぞれの委員の皆様方、委員会におけるご活動と、また市役所サイドとも連携を強めながら、よりよき教育のために努力をしていきたいというふうに思っておりますし、ただいま、ご指摘いただきましたような任命等につきましての問題につきましては、様々なご意見を賜るなかで、私もこの南丹市の教育委員さん、それぞれ任期を、一度に交代することのないように、1年から4年の任期を設けて任命していただいておりますので、そういった時期、時期に、より一層の教育委員会の充実のためのことを考えながら、そのことに対処していきたいというふうに考えております。今後とものご指導、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 大変厳しいご指摘があったわけでありましたが、順次お答えをさせていただきますと、このように思います。

一つは幼保一元化といいましょうか、保育所と幼稚園との関係というような状況になるかどうかと、このように思います。このことにつきましては、やはり幼稚園側、いわゆる教育委員会が所管をしている側と、福祉事務所いわゆる市町部局の保育所というような状況ということで、やはりこのことについてはお互い連携をしながら考えていかなければならない問題であろうと、このように思います。そういう意味で認定保育園という状況から見たときに、これは幼保一元化の問題でありますので、教育委員会サイドといわゆる福祉サイドという状況で、これは連携調整を図っていくというような状況があると思います。その辺のところ、やはり今後、幼児教育のありようということにつきましては、ご指摘の点も踏まえて、十分今後検討していかなければならない状況であろうと、このように思います。しかし一方で保育所の統合ということがあられるわけでありま

すが、やはりこれは認定園とは離して考えていくべきだとこのように思いますので、この辺のところは今後の幼児教育のあり方、とりわけ就学前教育を大事にしながら進めていくというような状況、その辺のところを、やはり地域の課題というような状況も、これにかかわってくるんだらうと、このように思いますので、総合的に幼児教育というものを、やはり今後検討をしていくというなかで、より充実したものができるような状況で進めてまいりたいとのように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それからいじめ・生徒指導等にかかわって、教育委員会並びに学校の体質というような状況であります。

報告がなければ学校へ行かないのかというような状況ですが、そうでなくて、やはり学校の活性化というような状況につきましては、学力向上をはじめ、やはり子どもたちが豊かな資質・能力を伸ばすというような状況がありますので、適切な学校経営がなされてるかというような状況というのが、やはり学校を見ていく大事な視点だらうとこのように思います。そういう意味合いでは教育委員会として、教育委員会内にとどまっているということではなくて、機会あるごとに学校、あるいは幼稚園等に足を運ぶ状況のなかで、実態をつかましてもらい、その都度指導すべきことは指導してきているという状況であります。そういうなかで実態をつかむときに、アンケートという状況もあるわけではありますが、これは先ほどらいからのご指摘のように、やはり大きい課題解決をしなければならないという状況であれば、そういうことも必要かと思いますが、一定、この報告の中身ということが十分把握できるような状況ということで、学校との、やはり信頼関係の中で報告をされて、実態を把握するということも、やはり有効な状況であろうと、このように思っております。そういう状況を踏まえて気になる状況につきましては、さらに詳細な状況を聞くということで踏み込んで、学校と十分点検をするということには心がけておりますので、ご理解を賜りたいとこのように思います。

なお、教育委員会なり学校の体質という状況でございますが、非常に一方では、指導にかかわっては専門性と豊かな教養と聖職というような状況で強く求められ、そしてやはり社会化というような状況から見たら、俗に教師は社会を理解をしていないという状況で、非常に我々に求められる人格というもの、高尚なものであるということをご理解をいたしたわけでありまして。ただ、やはり私たちが保護者の皆さん方とあるいは地域社会の皆さん方と遊離する関係で、学校教育というものが充実をするということは決して思っておりません。そういう意味では、やはりそれぞれ保護者との連携、あるいは地域社会への参加というような状況は大事なことであらうと、このように思っておりますので、非常に多望感がある学校という状況ですが、教員もやはりそういう意味合いでは、社会に参加していくという状況は重要な課題であらうと思っておりますので、そういう面では学校の方、あるいは教員にもそのことを進めていくということで、今後お互い心していくという状況が大事であると、このように思いますので、その点は従来からも申し上げてきてる状況であります。さらに今日的な状況の中では協働的な経営ができて

いくような状況も配慮していきたい、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。ただ教員全体というものを、一部の教員の実態からすべてを見ていくという状況は、いろいろな状況で教員も社会参加を非常に熱心に取り組んでいるような状況もありますので、一部で全体を決め付けるというような状況についてはご配慮いただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、教育委員会制度にかかわってでございます。この辺のところについては我々が今おっしゃった意見で、すぐ南丹市の教育委員会を変えられるという状況の権限はございません。中央教育審議会等で、やはり教育委員会制度のありようというような状況が随分と検討されてきているような状況であります。そういう意味では首長部局に、やはり教育委員会を置くというような状況の強い意見もあり、そしてこのことが検討されて、一部認めてもいいのではないかなという方向にもありますが、しかし今の状況については現行制度の教育委員会制度を維持するというような状況が基本になっておると思います。そういう状況と合わせて、やはり社会教育分野につきましても、首長部局の方にも移管をとというような状況で、そのことについてはかなり弾力的な方向に動こうかなというような状況ですので、そういう中央教育審議会等で、やはり教育委員会制度のありようの検討の中で、随分と弾力的な状況の取り扱いというような状況が生まれてきておりますので、今後このことについても、そういう方向で検討が進められていくだろうと、このように思っておりますので、教育委員会制度というような状況としては、一定ご意見として賜りながら、そのお考えがある意味では反映するといえましょうか、教育委員会がより活性化をしながら、学校教育なり社会教育の充実を図っていくという状況で努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、中井榮樹議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

○議長（高橋 芳治君） ここで暫時休憩といたします。

11時35分から再開したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時21分休憩

.....

午前11時35分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に14番、森嘉三議員の発言を許します。

○議員（14番 森 嘉三君） 議長のお許しを得ましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

女性の館についてという一つの問題を提議いたしまして、まず第一番に女性の館につ

いて、お伺いします。

春には桜が咲き、秋には紅葉、四季を通じまして、風光明媚な一番高台の良い場所、しかも右には園部城跡の大木の並ぶ、左には新しい園部のお城として国際交流会館のその真ん中に女性の館があります。きらびやかなといいますか、優雅といいますか、ちょっと表現の難しい館がありまして、私は男性ですのであまり関心はなかったんですが、補助金の問題もありまして、ひょっと気になりまして、いろいろそこへ足を踏み入れたわけでございます。ところが見たとおりに立派な建物でございまして、入り口には三重の戸があります。1枚開け、2枚には障子の、そして3枚目には木の戸があります。正面からは恥ずかしくて、私も厚かましい男でございまして、入りづらいような構えでございます。裏の方に回りますと裏には蔵がありまして、これが普通公共の施設かと思うような感じがいたします。中へ入りますと、優しい女性の方がおられまして、いろいろお話を聞くことができました。

それで第一番に補助金の問題でございます。

補助金は先日の議会におきまして、多数決で可決されました。5,000万はいよいよ女性の館の資金ということで認定をされました。ですが、その5,000万につきまして、私もいろいろ考えてみまして、どういう利用をされるのか、どういう使い道があるのかということで詮索をいたしまして、まず、そのお金が現在本当にあるのかないのかということで学園都市センターへ行きました、事務長と掛け合いまして聞いてみますと、5,000万は確かに預かっていますと、それは預かり金ですということでした。それで一安心をいたしまして、それからその使い道はどうやということになりますと、前任者から、これは建物に対する修理とか、保管とか、いろいろそういう建物についてのお金だと、運営には使っていないというようなお答えでございました。ですから建物が立派な物でございますので、それぐらいな保管する資金がいるのかということでもいろいろ考えてみますと、それですと南丹市が持っております、そういう施設はたくさんあります。まず市庁もそうです。市役所もそうです。それから国際交流会館、公民館、これをそういう名目で維持費がいるのなら何億というお金を後ろに積んどかんと心配でなりません。女性の館にだけ5,000万がいるのかと。いろいろ婦人団体もあります、まず女性の館に5,000万、これはもう確定したものでございますので今さら私がここで反対とか賛成とか言うわけでなし、私も賛成をいたしまして決まったわけでございます。ですから今日ここへもらってきてますパンフレットがございまして、女性の館の。これには女性は男性よりも10年長生きするということがはっきり書いてありまして、統計から見ましても女性が長生きするということは私も分かっておりますし、その他の学習、いろいろ皆さんとの付き合いで勉強の場所やということの提議付けも分からんことはないんです。ですが、これが学園都市の指定管理で指定者が国際交流会館の中で、国際学園都市センターという長ったらしい名前の事務所があります。それが管理をして、いろいろ指導をして運営なり、いろいろなことをやっておられるのかと

いうことを思いまして、その女性の館におられる人にいろいろお話を聞きに2度、3度と足を運びまして、お話を聞いておりますと、男では到底理解のできない辛抱の強い、まずは16年度にはここに書いてありますように、これは企画情報課の資料でございます。6人の専門の委員さんと各種団体の17人の女性が、大変苦勞しながら運営をしておられるということでございます。聞いてみますと、17年からは職員はいないんでございます。それは前任者がもうこれで解雇すると、もういらんということで、その館についての運営は事務員がなしで無人で、それで指定管理を受けておられるということなんでしょう。ところがその6人、17人に全面をおまかせして運営管理をさせていただいておるということが、ここに企画情報課からは載っておるわけでございます。ですが、私ら男性から考えてみますと2年間の間、よう無報酬、報酬がないわけでございます。ボランティアでよう2年間も辛抱して、あそこ黙って運営をさせていただいたということには大変感服いたしまして、私もその偉大さ、女性の力の強さに驚いとるわけでございます。今日びこの時代に無報酬でボランティアで一日、二日は皆出てきますけども、2年間落ちていて変化なく運営をさせていただいたということは、本当に感謝すべき事項だと思うわけでございます。そこへもってきてまして、確かに5,000万は維持管理費、建物のです、維持管理費に5,000万ということでこれは使えないものか、使えるものかということになりまして、ちょっと資料を調べてみますと、前任者から女性の館の理事者に来るのに請求書というのがありまして、それには運営助成金ということがただし書きにはっきり書いてあるわけでございます、運営助成金という。この企画の中でも年間の維持管理費約450万円を基本に今後10年、11年と使って運営してくれということが企画情報課にも書いてあります。ですが頭の固い事務局長でございますので、これは何と申すにいたしても私が預かっておりますと、これは使っただけませんという返答が再三申しましたけれども、妥協されるところまでは至らなかったわけでございます。ですから、こういうことをこの場で発表いたしまして、皆さんの市長のお考えとか、というのを伺いせんなんような立場になってきたわけでございます。それから、それをどうして運営するのかということになりますと、委託料ということで一日3,300円、どういう勘定かはしりませんが3,300円で20日分、6万6,000円を一月に渡すと、1ヶ月に渡すという契約が先ほどできた、8月か9月にできたそうでございます、話があったそうでございます。まだお金は入ってないそうでございます。ですから一銭もなしに2年間、その運営をさせていただいたということでございます。理事長も野中一二三理事長から今度は仲村助役に代わったということも聞いております。ところがその理事長さんも事務長さんも女性の館についてはあんまり関心がないのか、あまり付き合いがないそうでございます。これは大変なことございまして、やっぱりそれだけの努力をして働いていただいて、運営をさせていただいた人に対しての敬意がないように思われます。敬意を表するならば、まず着任されるとやっぱりあいさつに行き、今後の問題点、いろいろなことを協議して、あんだけの立派な建物でございますので、

されて当然だという私は感じをいたします。ですが女性の方からいきますと、世話になつとるんやから、その人らに礼にいかんなんというお話も聞きました。それは反対やと、女性の方から理事長さんとか、事務長さんにあいさつに行くことはないやないかと。これはお願いしたこちらが声をかけて、頭を下げていくのが当然ではないかという私は私なりの思いがあります。これはどっちが先や後やいうことは皆さん、また判断していただいたらいいんですけれども。私は理事長になり事務長として、そういう人にお世話になっておるのでしたら、一番先に、まずその運営をしていただいている女性の方々にやっぱり礼をつくして、あいさつするのが当然ではないかという思いがいたしております。それから、その5,000万は公金でございます。これは誰が考えられても公金でございます。その運営されている役員さんを聞きますと、自分らのグループの中で取り決めをしたということで、早く言えば、私の口も悪いんですが、仲良しクラブの中の会長さん、副会長さん、役員さんというようなことで、市としても学園都市といたしましても、まだ委嘱したわけでもなし、その責任ということの所在がはっきりいたしません。不安な役員人事でございまして、私なら明日辞めるわと言うても、何にも責任のない役職でございます。これはもう運営していく上には絶対必要と思ひまして、この世話になっておる方はまず無報酬でございますけれども、それはまた時期がきて良くなればまた考えるとしたしましても、まず役職を人に言えるように、ちゃんと委嘱してお願いをして、2年なら2年とか、3年なら3年とかいう任期を切って、その間責任をもってやっていただきたいという思いがいたします。まずこれが第一番に外れているということで、私は驚いたわけでございます。女の人もよう辛抱して今日まで2年間やっていただいたなという思いがいたします。

それから5,000万でも運営助成金になりまして、運営するということになりました。でも、公金がそういう人に、そういうグループに直接渡せるものかどうか、これは受け皿といたしまして確かなものがちゃんと法的にありますと、ちょっと心配もありますし、疑うわけではありませんが、そのお金のやりとりを第三者に代わりますと、ややこしくなりますので、ぜひとも早急にそういうシステムに変えていただきたいと、このように思うわけでございます。

それから、委託料の月6万6,000円であの館が本当に運営できるのかと、草も生えますし、汚れますし、掃除もいりますし、管理するには大変なお金がかかります。これはもうぜひともその5,000万を運営助成金として認めていただいて、それを年間なら年間にグループに、グループといいますか、女性の館に入れていきたいというふうにするわけでございます。

それから、このパンフレットをひょいと見ますと、建築費が、事業費の建築費が載っております。私は商売がら、すぐ金額と坪数と勘定する方でございます。これを勘定しますと建物は77坪でございます。それに総事業費が1億6,400万という多額なごっついお金でございます。1億6,400万を単純に77坪、80坪といたしまして

も割りますと、約坪数で200万円という経費がかかってます。200万円の建物とい
いますと大変なものでございます。たぶん皆さんも見られて大変やなあと、ですからお
金がありあまつとるから扉も三重にせえということでございますが、これを一般の私ど
ものまちへ行きまして、これを利用されていない方、利用されている方は聞きますと、
月に280人から300人、年間を通じまして約3,000人の方が出入りをされてる
そうでございます。南丹市になりまして、他町の人が来られますかと聞きますと、やっ
ぱり利用者が少しずつでございますが、増えているそうでございます。これはPRをい
たしまして、ぜひとも南丹市の施設として皆さんに幅広く使っていただきたい。これに
は市長さんがあれを見られて、どういう見識かしりませんけれども、これはちょっと改
造せなんだら入りにくいとか、入りやすいとか、このままでええやないかとかいう
いろいろ思いがあると思います。私は男性として、あそこの戸を開けるときにちょっと
ビビりましたんで、ぜひとも皆さん、あそこへ行かれて、一人ずつ行って公園を
通って、石の橋を渡って、あそこの玄関へ行って、あの戸をガラッと開けたときに
ガラガラガラという音がする戸でございます。音がします。これは自動ではありませ
んで手で開けてもらわなあきませんが。そこへ入る度胸が果たしてこの中に皆さん
できるか、できんかということなんです。初めて行く女性の方はなかなかあそこへ
入りづらいと思います。入りますと温かいです、雰囲気は。私も入りまして、温か
いんですので2時間も3時間もあそこで遊ばせてもらいまして、お話を聞かせて
もらったんですが、決して難しいところではありませんで、今日、課長の方も
いられますのでPRにはぜひとも協力をしてやっていただきたいと思
います。それから私は単純な者でございますので婦人会というものがすぐに頭
に入りまして、婦人会を通じてそういうPRとかいろいろなことをしたらどう
やという思いがありましたが、婦人会は私は知りませんでしたけども教育委員
会の社会教育課というものがあまして、そのなかの指令でいろいろな事業を
されておるそうでございます。女性の館はそういう問題がなく、趣味をもつて
集まったものの中のグループということも認識をいたしました。ですから、私
は知らんわと、これはあかんわというやなしに勉強されておりますので、
ぜひとも教育委員会も協力をして、あそこへ人の集まっただけ、皆が利
用してただけ、そんな立派な施設でございますので、利用しないとい
うことは勿体ないし、園部でおきまして一番ええ場所でございます。
そら行きますと、気持ちのよい高台の本当に気持ちのよい場所ござい
ます。ですから、そういうことをお願いして。それとそのお金のやりとり
でございますが、そういうお金を公金から民間へ渡す場所、それが難し
ければ、あれはお荷物に考えられとるのか、学園都市がお荷物に考
えておるのか、出入りをしないということはちょっと女性の方へ手
を出すと難しいんで、皆さんに全面的におまかせしとんのかとい
う意味もちょっと考えられますので、でしたらあの女性の館を法人化
でもして、別個の一つの施設として、ちゃんと責任者を決めて活
用していただくと、何もかもがスムーズにいくのじゃなかろうか
というような、私なりの考えがあります。市長のお考えをお聞き
したいと思

います。しゃべりかけますと、いろいろ3時間を足して三日としても、5時間も6時間も話しましたんでいろいろありますけれども、この場では女性の館についてはこれぐらいにいたしまして、後ほどいろいろ気がつきましたら各部署へ行きまして、私のことをございますのでいろいろお願いやら、質問やらをしいきますが、そういうことでよろしくお願いいたします。

それから2番目に毎度言うております市街地開発のことをございます。

これは私がすっぱく口で言いましてもなかなか事業といたしまして、前へ進みにくいということもこの1年間を通じまして、私は私なりに感じました。まず一番最初に頼みまして、一番早いことできたんは南丹市の看板でございます。これは手っ取り早く早いこと聞いていただきまして、国道から入り口まで、市役所の入り口まで看板が2本立ちました。これで迷わずに市役所へ来ていただけたと思います。本町の区画整理事業の中のことは、また折がありまして、これも1年や2年では済みそうにはちょっとないと思いますので、その都度お伺いするるといたしまして、私の家に近辺から南丹の市役所に向けて測量が入りました。その測量をしますということだけは聞いております。これは私が考えてみますと、測量があつていろいろ計画してくれはんのやなど、これは嬉しいことやということ先々考えておりますが、これが本当か嘘か、何のための測量やったんかはちょっと分からないことをございますので、また、それはご答弁のほどをよろしくお願いいたします。まず、その測量をして、いろいろ計画して、駐車場の問題とか、入り口の問題とかいうものが、それから内環状線がきてますので、交通が危ないんですのでこの問題も必要やと思います。ですから、それもお願いして、それから何もかも言いますが、一時に言いますのでなんです、風呂の問題でございます。銭湯の問題でございます。これが一番今は年末から正月にかけて気がかりなことをございまして、未だにどこへどういうふうなことで始末を、始末といいますか、いろいろ計画をしておるといふ答えも聞いておりません。これもぜひとも聞かせていただきたいと思ひます。でなかったら、本当に老人の方がもう1月になりますと、風呂屋行って聞きますと、1月までは営業するということをございますので、それ以後は風呂はありません。これはもう大変なことをございますので、ぜひとも実行していただきたい。アンケートをとられたそうをございます、私の言うことが信用できるのかでけへんのか、人にアンケートをとってやられるそうをございますので、アンケートの結果とか、今後どうされるのかといふことは係の方に、また説明していただいたら結構かと思ひます。

国道から本町いろいろあります。また時間もありませんのでこの次にいたしまして、通告に基づきまして、園部駅の、JRの園部駅の東出口でございます。西口はきれいになりました。予想よりはだいぶ縮小されたように思ひます。特殊研砥も動きませんし、これも大きな問題でございますので、そこまでは言えませんが、西口はきれいになりました。ただし、東口が、私の学校時分にあそこで通学しとる時分と何か変わるとこというよりも、まだお店が減ったりして駐車場ばかりで、とにかく陰気な暗い寂しい東出口

でございます。夜でも帰ってきますと、駅前降りますと、ああ、やっぱり園部は田舎やなあという思いが暗くていたします。タクシーが2、3台止まっとるのが、これが唯一の救いぐらいな感じであります。ですから、これを拡張するとか、いろいろするとかいうことは早急にできない問題ではございますが、あの広場にせめて明るい照明でもつけて、帰ってきたらご苦労さんでしたという顔が見えるような場所にしていきたい、これが私の希望でございます。市長さんのご意見をお伺いしたいと思います。西口に交番ができるとかいう話は聞きましたけれども、いまだにまだできませんし、他町から他県からいろいろの学生が出入りしております。もう人数も増えております。いつ何時どうということが起きるか分かりません。交通網を頻繁に車、オートバイ走っております。これはぜひとも設置を早急をお願いしていただきたいと、このように思います。

以上でございます、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋 芳治君） 森嘉三議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは森議員のご質問に答弁を申し上げます。

南丹市園部女性の館につきまして、ご質問をいただきました。ご指摘のとおり、今、南丹市園部女性の館、女性の館運営委員会の皆さま方の自主的なお取り組みによりまして運営をいただいております。こういったなかで平成2年からこの事業が始まりまして、今日まで長年にわたり皆さま方のご尽力により運営を続けていただいております。そういったなかで男女協働参画社会の確立、また女性の社会参加活動を促進するために様々な事業を積極的に行っていただいております、というのが現状でございます。今日までのご関係の皆さま方のご尽力に、この場をお借りして敬意を表する次第でございます。また、そういったなかで合併という慌ただしい状況の中で新市になって、どのような運営管理を行っていくのか、また大変厳しい行財政状況の中で合併前も経費節減につきまして、それぞれ様々なお取り組みがされてきたことも事実でございます。こういったなかで合併後、また公の施設の指定管理者制度の移行というような課題も生じたわけでございます、運営委員会自体を法人化するとか、また女性の館の指定管理者に、この運営委員会の皆さんになっていただくというようなことを検討をいたしましたこともあったわけでございますけれども、法人化に向けて、また指定管理者になるような要件について、十分な検討がいたらなく、今日までできておりますことも事実でございます。こういったなかで、やはり自主的な活動を責任をもっていただくということになりますと、予算の管理執行が必要となりますし、またそういったこととなりますと、法人化の必要も生じてくるというふうなことも事実でございます。ただ現状の中で、今、任意団体として運営をしていただいとるというのも現状でございますし、こういったなかで任意団体でございますので市からいわゆる運営の委託状を出すとか、また今、指定管理

を行っていただいております財団法人の方との関係を、今ご指摘のような点につきましても明確なものにしなければならないというふうに考えておるところでございます。またこの5,000万円、維持管理の問題につきまして、補助金として、今、財団法人の方で管理していただいとるわけでございます。この使途につきましては今、様々なご意見をいただいたわけでございますけれども、当然財団法人、また運営委員会の皆さま方とご協議をいただく、そして、そのなかに市役所の方も参画をさせていただくようななかで協議を進めて、より明確なもの、またそれに役立つ、今、様々なご意見をいただいたわけでございますが、管理運営面でお金が必要なのも事実でございます。そういった部分、今、活動をご熱心にお続けいただきまして、この新市発足以来、いわゆる園部町外、南丹市からも多くの方々がこの施設をご利用いただいております、その輪が広がるようというふうに、今いたしておるところでございます。こういったなかで十分にその辺をかんがみまして、財団法人、また運営委員会の皆さん方と協議をされる状況を、また市役所の担当部局を通じまして、十分に協議の中に入っていきたいというふうに思っているところでございますので、ご理解を賜りますように、お願いをいたす次第でございます。

次に先ほど、いわゆるご自宅の周辺によって、測量がということでございますが、ちょっと具体的なことが、明確なことが今、答弁できるかどうか分かりませんが、一つは先般のご質問、議会でしたか、ご質問がございました内環状線の整備が今進んでおまして、近いうちにまた開通という形になるわけでございますが、この開通に伴いまして、ちょうど市役所の駐車場の東側、ここへ通ずるわけでございますが、これによりまして市役所進入路の安全性というものが生じてまいります。こういったなかでちょうど市役所の北側になるわけですが、今進入路があるわけですが、現在、大変狭小、また幼稚園児の通行もあるわけございまして、今、具体的にこの拡幅も含めまして検討を進めさせていただいております。こういったなかで、今そのような関連の測量といえますか、調査をかかるとる部分もございまして。また市街化区域の今後の地籍調査を行うための基礎的な調査も今、その周辺の部分でかかっておりますので、実際どのような調査をしておったのか確定的なことは申しませんが、こういったことを行っておるところでございまして、ご理解を賜りたく思う次第でございます。

次に、銭湯の閉鎖に関するところでございます。

ご指摘をいただきました状況でございますけれども、代替施設としての入浴施設につきまして、どのような対応ができるのかということで、現利用者に対しまして、それぞれ10月17日から11月6日にかけてアンケート調査を福祉事務所、そして園部支所が連携して取り組み、状況把握を行ってまいったところでございます。こういったなかで30名の利用者の方からご回答をいただいております。ほぼ、ほとんどの人からアンケートいただいたんじゃないかというふうに思っております。年齢層につきましても半数以上が60歳以上というような高齢の方でもございまして、様々な状況の中で、

入浴する代替のことが考えられないということもお出でになるというふうな認識をいたしました。そういったなかで今、新規に銭湯を市によって建設し、運営するということは様々な課題もあり、また困難な状況もあるわけですので、まずその方々に対応できる体制を今、検討しとるわけですので。民間の関係の方にもちょっとお伺いしましたけれども、なかなか困難であるというふうな条件の中から、今とりあえず入浴していただけるような体制をどうとっていくのかということで、もう日にちも限られておりますので、早急に結論を出しまして、利用者の方にお伝えをしていく、いうことで、今、努力をいたしております。現時点において具体的な内容まで申し述べることはできませんが、その閉鎖までに何とかやっていくということで努力をいたしておりますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

次に、園部駅の課題でございます。

J R 園部駅前東口につきましては、ご承知のとおり大変以前からの状態が変わっておりません。昭和55年ごろに土地区画整理事業の基本構想及び基本計画を取りまとめ、推進という形になったわけですが、なかなか地元地権者の皆さまのご意向がまとまらなかったというふうなことで、断念をいたしました経過がございます。しかしながら、この園部駅前東口の広場、また、それから国道9号線にいたりますこの間、府道でございます、最近では小山東町の向河原団地から園部第2小学校に通っておられる児童の皆さま方の通学路としても、大変多くの方が、子どもたちが利用しとるわけですが、大変交通量が多く、また地元からも交通安全に対しましてのご要望もいただいております、私自身も通学時に朝の通勤の車等も殺到いたしておりますので、大変この交通安全については心配をいたしておるところでございます。こういったなかで、今日までも駅周辺の交通環境の改善に対しまして、また道路拡張につきましても再三にわたりまして、京都府並びに京都国道事務所等にも要望書を提出いたして、ご要望をしておるわけですが、このような大変危険な状況もございますので、早急にこの対応も私どもも入りまして、努力をしていきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また一方、園部駅の西口でございますけれども、新聞紙上でも報道されました。本年の6月に京都府において交番駐在所等の再編整備計画、これが発表されまして、平成19年度をめどに、南丹市園部町区域に交番を新設するという発表がなされたところがございます。現在、この所在地につきましては明確なものにはなっておりません。しかしながら、従前より園部駅西口につきましては交通安全の問題、また大変多くの乗降客もおられる、また周辺には学校等もたくさんあるというふうなことで、南丹警察署においても昼夜を問わずパトロールをしていただき、安全対策に努めていただいておりますことから、私どもといたしましても、交番の早期設置をしていただくように考えておるわけですが、今後ここを中心をいたしまして、早期な交番の設置を要請をしていきたいというふうに考えておるところでございます。交番の設置、園

部町内では決定いたしましたわけですが、そういったことについて具体的な取り組み、19年度ということになっておりますので、これにつきましても早々南丹警察署内、また京都府警察本部の方をお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

森嘉三議員。

○議員（14番 森 嘉三君） 慌てて言いましたんで、忘れたことが1、2点あります。

まずは女性の館でございますが、ぜひとも今後、内部の人と活動していただいているお方といろいろ協議をすると、市として協議をするということを頭においていただき、女性にだけまかすというようなことのないように、よろしくお願いいたします。

それから市街地の中でございますが、毎度、再三申しておりますが、商工会と兼ねまして大衆浴場、そして憩いの場等、高齢者が多くなっております。ぜひとも福祉の場を考えていただき、市長が嫌な顔をされておりますが、これはぜひともしていただきたいと、町の者の要望でございますので、ぜひとも、またアンケートをとっていただいても結構でございますので、ぜひともよろしくお願いいたしまして、私の質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、森嘉三議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

1時30分から再開したいと思いますので、よろしくお願い致します。

午後0時15分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に5番、川勝眞一議員の発言を許します。

○議員（5番 川勝 眞一君） 議席番号5番、丹政クラブ所属、川勝眞一です。

それでは議長の許可を得ましたので通告に従い、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、一言発言をお許し願います。昨日、そして今日、家出人探しで行政職員、そして警察、消防、消防団、地域の皆様に私と同じ西田に住む人を探していただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、南丹市が発足して、もう1年が経とうとしております。来年からもっと安全・安心な南丹市になるように佐々木市長に期待します。南丹市が委嘱する各種審議会、審査会、委員会等にて新市計画が進められていますが、市民と意識を共有し、納得していただける中期・長期計画を早急に進めていただきたい。市長にお願いいたします。

それでは9月議会に引き続き、障害者自立支援法について、質問に入らせていただき

ます。障害者自立支援法が施行され、本年4月の利用者負担の見直しに続き、10月から自立支援法のための新しいサービスや事業体系への移行が順次進められていますが、新たに1、障害者程度区分の適正な判断に向けた情報提供。2、就労支援のさらなる充実。3、障害者施設の利用者負担の軽減。4、報酬日額化に対応した事業運営の円滑化、ケアホームなど新たなサービスに対する支援。五つの柱からなる改善策を講じていますが、障害者の大半は負担の増加に苦しんでいる。支援法では所得に応じた4段階、0から3万7,200円の負担上限を設けるなど、低所得者対策を講じましたが、不十分だとの批判が根強いです。これは10月前に障害児を持つ母親よりインターネットに、障害者自立支援法での負担額についての相談です。内容は、私の息子は今小学6年生で、医療手帳A判定です。母子家庭のため、今現在、知的障害児施設に入所させています。今年の10月から障害児の子は障害者自立支援法がはじまると聞いています。いろいろなサイトを見ると、到底生活できない負担額が書いてありますが、自分がいくら支払わなければならないのか分かりません。私の所得は200万もありません。市民税は非課税です。その場合、いくら負担額になるのか教えてください。自分でもっと調べればいいのですが、難しい言葉だらけで息子がどこに値するのかが分からなくなりました。すみませんが、よろしく願います。とあり、回答では、ただ行政側もはっきりしていないようで、施行直前にならないと確実な額は分からないようですが、最寄りの福祉課に聞かれるのが良いとか、との回答を見て、啓発活動が不足しているなあと思われます。南丹市においても共同作業所等の利用者数98名で、内訳は身体障害者18名、知的障害者41名、精神障害者38名で、このうち19名が重複障害者です。利用施設は共同作業所は5施設、小規模通所授産施設は2施設で、利用者の職員の割合は4人に一人から6人に一人で、施設によって違いがあるが、重症者が利用されている場合はマンツーマン体制ですする必要があります。その場合は10人に一人の体制になる場合もあります。全国的な問題点と南丹市の問題点で、自立支援法の見直し機運が高まるなか、市町村の対応の進捗度の差が生じている。全国的な問題としては重度ほど自己負担が重くなっている。制度が先にでき、個々の条項は走りながらできるというなかで、様々な混乱が起き、しかし、すでに退職者や施設閉鎖が出ている。別件では、軽度の中では年金却下が発生している。このなかで南丹市の状況は京都府がセイフティネットの使用が大きくなかったというが、南丹市での移行はほとんどない。その理由は移行への不安、危機感、理解ができないなど、施設、利用者、家族などは市の方針が見えず、啓発も少ないため、ただ不安のみを感じている。就労に関しては公共施設での労働機会の提供、様々な支援施策等がない。全国的なレベルでは圏域内の企業意識の調査、訪問の実行、軽度知的障害者の3級ヘルパー取得支援などが実施されています。バリアフリーでは八木駅をはじめとしたJRのバリアがない。その他公共施設などのトイレでも、やはりその点が欠けている。南丹地域外を除けば、まちづくり条例が具体的に進捗している、こういう状況です。サービスの低下、施設にとっての大きな不安は職員を減らし、利用者

を増やさなければいけないジレンマであり、一方、利用者の方は障害の多様化、高齢化、病状の進行など、ますます複雑なニーズを抱えている。市町村がどこまで真実の実態を把握する、また、そのための仕組みをつくるかが格差を生じていく部分である。

そこで3点お聞きします。1、都道府県で市町村には障害者福祉計画の策定を義務づけられていますが、市としての障害者福祉計画の進行状況をお伺いします。2、多機能型の施設運営、合併型の推進を行政としてどのように支援を考えているのか、また行政からの仕事づくり、支援についてお伺いします。3、他自治体、国よりの見直しを行っているが、市としての補助支援の考え方を、また障害者の施設利用継続と社会参加をどのように支援していくのかをお伺いします。

以上の点で、第1質問を終わります。

市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 川勝眞一議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、川勝眞一議員のご質問にお答えいたします。

ご質問でもございましたように障害者自立支援法の施行に伴いまして、特に10月からの本格的な実施によりまして様々な状況が生じておりますし、また利用者の方、また施設の方でも大変な課題ということになっておることを、十分承知いたしておるところでございますが、ご質問にございました福祉計画の関係でございます。

障害者基本計画及び障害者福祉計画につきましては本年8月、南丹市福祉計画等策定委員会を設置いたしました。策定委員の委員の皆さま方の中から11名の障害福祉計画策定小委員会を設置いただき、この間、今日まで3回の小委員会を開催いただいております。今日までの取り組みといたしましては11月に住民意識調査としてアンケートの実施、また小委員会でのワークショップ2回、そして、そのあとアンケートの集計をただいま行っていただいております。こういったなかで今後の予定といたしましては、障害者団体の皆さん方、また家族会、関係施設の皆さま方のヒヤリングやまたアンケートの結果のまとめを踏まえて、計画の骨子・素案を作成し、来年3月には策定する予定であります。今後、関係団体の皆様方のヒアリング等を行うわけでございますので、率直なご意見を賜る中でより良き計画になりますよう、私どもも努力をいたしてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、多機能型の施設運営推進の支援でございます。

先ほど申しましたように、自立支援法の本格的な実施によりまして共同作業所、また小規模通所授産施設においても、5年の間に新事業体系へ実施し移行することとなっておりますのでございます。この新事業体系への移行につきましては、現在利用していただいている方が継続利用できること、また適正と希望に応じた施設を選択できること、さらに移行後の施設が安定した運営ができること、これが基本であります。これらのニー

ズに応える多機能型の施設の運営が必要となってくるわけでございます。利用者ニーズに応じた移行ができるよう、関係機関と連携を図りながら、市としても調整の中に入っていきたいというふうに考えておるところでございますし、また、新事業体系に移行すると利用者負担が生じることから、作業工賃、授産工賃ともいわれますが、この充実が図られるよう仕事づくりにつきましても新事業体系への移行調整、また福祉計画策定の中で関係機関とよく協議をしながら検討していきたいというふうに考えておる次第でございます。

また、自立支援法によりましての利用者負担は、福祉サービスの利用控え、また施設の退所者が出ていることから分かりますように、低所得者の皆様方にとっては大変大きな負担となっているというふうに認識いたしております。応能負担から原則1割負担となり、低所得者の負担軽減を図るため、所得状況に応じた利用負担上限額が設定されておるわけでございます。さらに京都府と南丹市の共同事業といたしまして、市町村民税所得割が4万円未満の利用者の方々に対しましては、負担上限額を国基準の2分の1に軽減を行っておりますが、対象者は少ない状況でございます。多くの方は負担増となっているのが現状というふうに認識しております。このような状況の中から、10月より市町村が実施しております地域生活支援事業の利用者負担については、市町村の判断によることから、新たな負担が発生しないよう、近隣市町村との連携を図り、無料といたしたところでございますが、先に触れましたように、利用者負担が低所得者層の皆さま方にとりまして、大変大きくなっておりますことから、今後とも市としても、何らかの支援策を検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。先だってより国において、軽減策を検討されておるといふような報道も聞いております。そういったなかで国、また府の対応とも動向をかんがみながら、市として検討を加えていきたいというふうに考えておりますので、今後とものご理解、また、ご指導を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝眞一議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） 市長より丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

第2の質問を行います。

障害者福祉計画ですが、今、市長がおっしゃいましたようにアンケートを実施していただいているということに対して、感謝するわけですが、今その内容の中で障害者は個々に状況が違うという点が分かっていたと思います。今現在、幼い子どもの命を親がせっかんして命を奪うという残酷な事件がありますが、親が子を思う心はどの家庭でも一緒であります。障害児の老後のために自分たちの生活費を減少しても、心身障害者扶養共済や施設への通所に出資している。親が亡くなれば、子どもがどのように生活をしていくのか、兄弟にも頼れないなか、毎日悩んでおられる、そういう状況です。

行政は今すぐ南丹市に総合支援相談センターを立ち上げ、専門のコーディネーターを置き、個人の相談、そして施設への指導と啓発活動を行うよう、そのようなことが必要であると思います。また行政職員の研修が必要であると思います。福祉事業は、京都市や長岡京市はかなり進んだ状況です。南丹市はまだ1年が経っていないという形の中で、今、府の方では相談施設があると聞いております。ただ、そのなかでそれは亀岡、南丹、そして京丹波町という三つの2市1町が利用できる形です。やはり南丹市にそのようなセンターを立ち上げていただきたい。

次に、仕事づくり支援で、大和運輸やユニクロはサテライト事業で行政とタイアップして支援を行っております。従業員の中に2割の障害者の人を雇っているという形を聞いております。そうしたなかで南丹市も、市役所内に社会参加型の場所を提供してほしいという声も施設から聞いております。そのような検討を大至急進めていただきたいと考えております。それとネットワークの必要性がかなり大きいと思います。ネットワーク自体は総合支援相談センターがあるが、地域住民に見えていない。コーディネーターの育成もできておらず、医療関係の啓発も遅れている。医師は知的精神への理解はほとんどない。行政はどう指導するのかという南丹市の施設、そしてまた利用者からの声がたくさん上がっております。他の自治体では市町村個々に違う形がありますが、福知山、乙訓、山城地区などでは支援センターなどの活動がかなり活発であり、施設とともに一体化したネットワークが稼働しています。そのなかで府、医師会、保健所、歯科医師会、施設、コーディネーター、養護学校、教育委員会、精神科医師、そして市役所と、あらゆるそれに関する関連の人たちがネットワークをつくり、そして様々な問題に対処していると聞いております。そうした事業を早急に進めていただきたいと考えます。そのことについて、お伺いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、川勝議員のご質問にお答えいたします。

ただ今ご指摘いただきましたような様々な障害者の皆さまをめぐる状況、また市役所内での対応、それぞれ大きな課題であるというふうに私も認識をいたしておるところでございます。ご承知のように新市発足に伴いまして、新たに福祉事務所ができたわけでございます。しかしながら、今日までの福祉事務所、去年まではなかったわけでございます。こういったなかで今、福祉事務所の中で職員懸命な努力をいたしておるわけでございますが、なかなか専門家の育成までいたっておらないのが現状でございます。こういったなかでご指摘にもございましたように、京都府におきまして京丹波町、亀岡市を含めたこの2市1町を中核といたしまして、一つの福祉体系を保健所、また振興局を中心に構築していただいておりますという現状があります。私もそういったなかで、府の職員の皆さんにも大変専門家といいますか、高度な専門的知識をお持ちになった方もたくさんお出でになるのを認識いたしております。また、この南丹地域全域を見ましても各種

の障害者福祉施設も多く存在しとるわけでございます。こういった方々との連携をまず強めること、これが私は第一のすべき仕事だというふうに考えております。こういったなかで京都府の方にも私申し入れまして、早期にこの体系のネットワーク化、これによりまして福祉の関係につきましてのご相談、的確に対応できるよう、なかなか市の職員として専門家を育成するというのは時間がかかるわけでございますので、まず早急にそのネットワーク化を図ることによって、市役所、また支所がその窓口たるべく対応ができる、そういったなかで連携をとって行って、市民の皆さま方のニーズにお応えする、こういうようなシステムの構築を早期に図っていくために、今、京都府とも打ち合わせ、お願いをいたしておるところでございます。こういったことをまず早急に構築することによって、今、川勝議員がおっしゃりましたような、様々なそれぞれの課題に対して、対応していきたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。とりわけ専門知識を豊富に持った行政職員の養成というのは、まさに大きな課題であるというふうに考えております。これも機会を捉え、そういった形の育成にも努力をいたしていきたいというふうに考えておる次第でございます。とりわけ自立支援法をめぐる様々な動き、先ほどの答弁でも申しましたが、国の方のある程度の見直しを行うというところまではお聞きしておりますけれども、その具体的な内容も、まだ明らかになってない状況でございますので、そういったことも踏まえながら暫時努力をいたしてまいり所存でございますので、今後とものご指導、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

川勝眞一議員。

○議員（５番 川勝 眞一君） 最後に一言、お願いしたいと思います。

いつも市長が市役所へ行けば、何でも可能になるという言葉をよく言っておられます。そのなかで今、窓口として、相談所として支所、そして本庁の方で職員の方、頑張っていていただいております。ただ、やはりそのなかでも今、市長がおっしゃいましたように専門的な分野、そしてまた、かなり幅広い相談内容があると思います。そうしたなかでやはり総合福祉センターというのを立ち上げていただき、そこへ行けば、やはり何でもオールマイティに解決できるというような施設を、早急に立ち上げてほしいという形でお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 川勝眞一議員の質問が終わりました。

次に２５番、村田正夫議員の発言を許します。

○議員（２５番 村田 正夫君） 丹政クラブに所属いたします２５番、村田でございます。

議長の許可を得ましたので、１２月議会での一般質問を行います。

はじめに本年も残すところ、あとわずかとなりましたが、来るべき平成１９年は統一

地方選挙の行われる重要な年であります。隣の亀岡市におかれましては1月の市議会議員選挙を控えて、合わせて4月の府議会議員選挙とのからみの中で、大変あわただしい年末年始を迎えられることとなります。わが南丹市におきましても府議会議員選挙、7月の参議院議員選挙と大変重要な選挙を迎えることとなります。特に身近な府議会議員選挙は、やっと落ち着きを取り戻した南丹市を、さらに力強く発展させる極めて重要な選挙であると位置づけられます。市長におかれましても、日々ご関心をお持ちのこととご推察申し上げるところであります。

さて、私にとりましてはじめての6月議会ではこの一般質問、トップバッターでございましたが、今回は最後を務めさしていただくことになりました。それにしても21人の一般質問とは私たちの側から言うのはどうかと思いますけれども、非常に積極的なことだと思えます。6月議会では24人、9月は代表質問を行ったとはいえ16人でございました。議長を除く25人の議員のアベレージは8割1分3厘であります。南丹市の将来が明るく豊かで確かなものになるよう、熱心に一般質問に加わっていただくのは誠にありがたいことであり、市長から今のところ感謝のお言葉がないようですが、ぜひ議員も頑張っていることを評価いただきたいと思いますところでもあります。

それでは、質問に入らさせていただきます。

第1番目は、市民参加型市政についてであります。

市町村合併は団体自治を推進するが、住民自治を弱体化させるという側面を持っているといわれます。その対策として地域審議会の設置がうたわれましたが、現実には膨大な新市への移行事務に追われるのが実態です。しかし、南丹市の将来を考えると、この市の住民自治はどうするのかという重い課題を避けて通ることはできません。新市建設計画のまちづくりの基本目標にある「みんなが主体となるまち」を早急に構築すべく、その具体策の検討に入る必要があります。それは一言で言うなら行政頼り、補助金頼りからの脱却という意識改革の実践だといえます。地方交付税が絞られ、補助金が見直される流れに対応し、自己選択・自己責任の中で私たちの地域は私たちが守る意識の浸透策を図ることが大切です。私たちの住んでいる地域を、これからどうしようというテーマを住民と行政が一緒になって考えていくことが自治の姿であり、地域課題はできるだけ地域で解決するという、コストのかからない市政を目指さなくてはなりません。市民が行政に参画することにより、参加意識の中で自治意識とコスト意識が芽生えます。行政のかかわりはこれぐらいでよい、あとは私たちが頑張るといふ、行政でやるべき仕事と市民が担う役目の分担と、その協働が重要であるといえます。正職であれ、嘱託であれ、派遣職員の直接的な地域づくりへの協働は農村部の美山町・日吉町には一定必要であります。この点は2回目の質問で触れます。とにかく住民自治を進めるには組織が必要で、そこには何らかの担当者、職員が必要です。例えば美山町の振興会制度、その派遣職員が現場に出て地域を知り、行政を見直す視点を深めることは意義があり、政策を充実させます。市民と一緒に汗をかくことで市民と行政の信頼関係が生まれ、市民も

また、行政というものを知ってもらうことになります。行政が身近になることは市民と行政の双方にとって、自らの意識を変えることになり、新たな発見から地域が変わるエネルギーを生みます。私が6年間振興会制度にかかわった経験から、住民自治を活発にする最も確実に近道な方法は振興会のような住民自治組織をつくり、担当者を置くことが市民参加型の推進に最も効果的であると断言できます。振興会へ支援をして、手厚く地域を守っているのではありません。地域が自立をして活発な住民自治が進み、低コスト市政が進むのを目指して、手立てをするのが実際の姿であるといえます。当面、組織化や立ち上げに経費はかかりますけれども、必ず将来のスリムな自治体づくりの大きな力になると確信をいたしますので、市長のご所見なり、ご決意をお聞き、お伺いいたします。

次にケーブルテレビ事業などの公営企業化について、質問をいたします。

行政改革の答申も出され、いよいよ新市のメリハリをつける選択と集中が実行に移されます。公営企業法では上水道やバス、地下鉄、電気、ガスなどが企業化すべきものと規定されております。現在、南丹市では上水道が公営企業として取り組まれているところでございますが、今後アウトソーシングや民間活力の導入など、行政で担うものとそうでないものの取捨選択が課題となります。独立採算が原則である公営企業化は高いハードルであることは承知をしながらも、行政改革の中ではこれまた、避けることのできない議論、検討すべきものと位置づけられます。まずは現在の上水道事業の現状と課題についてお尋ねをしておきます。

次にケーブルテレビ事業であります。20年度には全市においてサービスが開始されますので、企業化すべき性格の事業として実現を目指すべきではないでしょうか。本来の形でいえば、設備投資を基本料金に反映し、維持管理は超過料金ともいえる、オプションの利用料金で賄うのが筋といえます。この事業は変化の早い、極めて特殊な事業であり、再投資への対応も視野には入れなくてはならないはずで、この点が上水や下水との決定的な違いであり、さらには情報格差の是正や公共放送の公的責任を担っております。公営企業化されるのか、それともそれを目指して、しばらく特会で運営をされるのか、それとも今の指定管理者制度に持ち込まれるのか、お伺いをいたします。

次に合併浄化槽と農集排・下水道をまとめた企業化について、お尋ねをいたします。

これは京都市や亀岡市が実施している程度で、広域で非効率的な南丹市には難しい事業かもしれません。住民に高負担を余儀なくしてしまう可能性もあります。しかし、合併を選択した以上、高いハードルであっても越えようとする努力が求められます。企業化を目指すのだということで、職員の意識改革が創意工夫を生むことが期待をされます。一方、市においても人口増対策としてのまちづくりへのエネルギーが増幅されるはずで、手始めに合併浄化槽と農集排の一元化を図るべきではないでしょうか。園部・八木は条件不利地に合併浄化槽を活用したという、日吉・美山との違いがあるため、超えなくてはならない課題がありますが、公平性を保つ手立てを探り、一步一步前進すること

が大切であります。

3番目に最後として、まちづくり等情報発信についてお伺いいたします。

旧4町がそれぞれ特色あるまちづくりを進めてこられました。それをもち寄る形で南丹市が誕生いたしました。園部町は中心地としての賑わいをもち、学生のまちとも言え、島津医療短期大学の4年生大学への移行は市にとりまして、大変喜ばしくインパクトのあるニュースだといえます。また新光悦村への期待は大きく、新しいまちの誕生に夢が膨らみます。るり溪の景勝地も人気ですが、何といたっても政治経済の中心地としての重厚さと活力はピカーのものが感じられます。八木町は今後、最も期待の持てる地域だといえます。ジャトコ・虎屋の企業誘致とすでに定着しているメグミルク等の生産のまちとしての活力を感じます。また吉富駅と八木駅の周辺整備は近々の課題であり、新しいまちづくりと人口増に大きな期待が集まる所であります。日吉町は他町に類を見ない日吉ダムという超大型プロジェクトの資産を持ち、治山治水の役目とともに、その活用の中でのまちづくりが宿命ともいえます。また早くからの地道で精力的な取り組みの成果ともいえる黒豆・壬生菜等の農産物への取り組みには、目を見張るものがあります。最後に美山町はかやぶき民家と美しい水と緑に代表される、かつての日本の農村の原風景が残るまちとして、年間70万人を超える来町者を迎える観光のまちとして、全国から脚光を浴びています。

このようにそれぞれ旧4町の特色は魅力的で、その中身は大きく、園部・八木の都市型と日吉・美山の農村型に分けることができ、それらを見極めたまちづくりの政策を進めていく必要があるといえます。合わせて、それらの地域資源を外に向かって情報発信していく仕組みづくりと努力が求められます。私はオーストラリアを訪れたとき、広大な国の中で、都市部と郊外の農地や牧場など、農村部がうまくマッチしており、買い物などを楽しむ所と住まいをする所の住み分けができていようすに、違った地域の協力と連携という豊かさを感じ取りました。今後は地域特性の違いを理解しあい、相手のよさや価値を認めて結びつくことによって、新しい価値が生み出されると考えるところです。特に美山町の観光は滞在型・癒し型と言え、時間をかけて体験の中でそのよさを実感してもらうという、一味違った観光で、物見遊山とは違ったものです。したがって、4町のテーブルではなく、美山独自の施策としての特化した対応とテコ入れが必要であると考えます。観光協会のあり方についても、各種団体のあて職ではなく、全国の観光地にある実働的な組織に一步進め、観光公社化も視野に入れながら検討が必要であります。ふるさと株式会社、文化村とともに企業感覚でしっかり経済性を発揮して、利益を上げていく体質への改善が、持続可能な組織の基盤になるといえます。これらの情報発信には、この秋に相次いで催されました文化村での鹿肉商品化のイベント、J Cの新たな観光資源と観光客を掘り起こす事業等との連携を深め、多くのチャンネルでの試みが大切であると考えるところでございます。

以上、市長のご所見を伺いし、1回目の質問といたします。

○議長（高橋 芳治君） 村田正夫議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

住民自治につきまして、ご質問をいただいております。

地方の時代、また地方分権の推進、国から地方への権限委譲等々、まさに今日まで言葉としてはきれいな言葉でございますが、地方自治体に対する、また地方住民に対しましての責任、これが段々重くなってくる。また、そのような中で自主的にまちづくり、そして住民自治の推進を図っていかなければならないことが、まさに直近の課題として大きな課題となってまいったというふうに、私も認識いたしておるところでございます。こういったなかで私は、さる11月27日、南丹市地域代表者連絡会議、これは各旧町時代より行われてまいりました区長会等の、いわゆる地域の自治組織の代表の方にお集まりいただきまして、会議を開催させていただいたわけでございます。こういったなかで先ほど議員ご指摘のございましたような地方自治組織、この確立というのは、まさに重要な課題でございます。合併に際しましての新市建設計画におきましても、南丹市自治会連合会的な組織により住民自治組織の一体化を図るということが、述べられておったわけでございますので、この第1回目の南丹市地域代表者連絡会議として開催させていただいたわけでございますが、それぞれ各旧町においての取り組みが異なっております。そういったなかで私は第1回目の各支所の地域総務課長から、それぞれ自治会、団体、美山町では振興会で行ってまいりましたが、そういった具体的な内容についての、まず説明をさせていただくというなかで、この会議を進めさせていただいたところでございます。そういったなかで今、ご質問にございましたように、今、南丹市にとりまして合併1年を迎えようとしております。こういったなかで住民の皆さま方が住民自治組織として、自らの自治を推進していただく、また市役所とともに連携を強めるなかで、地方自治を推進していく、こういったことは重要な課題であると私も認識いたしておるところでございます。そういったなかで今般、作成をいただいております南丹市総合振興計画におきましても、住民アンケートや、また団体の皆さん方へのヒヤリングを通して、市民の皆さま方のご意見をお聞かせいただくなかで、この住民自治につきましての問題につきましても、深めていっていかねばならないというふうに、考えておるところでございますし、こういったなかで今後、先ほど申しました南丹市地域代表者連絡会議におきまして、住民自治組織の南丹市におけるあり方を、検討していただく予定にいたしておるわけでございます。現在のところ、それぞれの地域によりまして代表者の選出等も異なっておるわけでございますけれども、こういったなかで年度をまたいでいくかも分かりませんが、早急にそのような立ち上げを行うことによって、先ほど美山町において振興会のあり方、6年もの歴史があるわけでございます。こういったことも十分に参考にさせていただくなかで、各地域の代表の皆さま方と協議をし、また話し合う

ことで理解を深め、よりよき体制づくりに努力をいたしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

次にCATV、農集排水道をはじめとする公営企業化の課題につきまして、ご質問をいただきました。

現在、公営企業法の適用を受け、独立採算を基本として運営実施いたしております南丹市の上水道事業でございます。先に認定をいただいた17年度決算におきましては、462万3,000円の経常利益を報告させていただいたとおり、安定的に推移をいたしておるところでございます。この状況につきましては通常、上水道の経営分析として用いる1立方当たりの総費用を示す給水原価が170円46銭でございます。また総収益を示す供給単価が174円86銭という数値になっております。こういう指標として示しているところでございますけれども、全国的に上水道事業の傾向といたしまして、使用水量が減少傾向にあること、また施設整備、維持管理に関する経費が増加傾向にあること、こういったことから今後この上水道事業に対し、一層の経費節減、または効率的な経営を進める必要があるというふうにご考えておるところでございますが、このこともやはり、公営企業法を受けた事業としてこのことをやっているということで、公営企業としての運営の利点が出てくるものというふうにご信じていただいております。こういったなかで第2点目にごございましたCATV事業でございますが、ご指摘のとおり19年4月には日吉、また平成20年4月には八木・美山両地域でのサービスを開始し、全市的に運営ができることになっております。運営につきましては加入分担金、また利用料や受益者から納付いただき、そのなかで独立採算を基本として対応していくということといたしております。ご指摘のごございました公営企業につきましては、地方公営企業法第2条に定めております水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業というふうにご限定されておるわけでごございまして、現段階においてCATVは該当しないということになっておるわけでごございます。こういったなかで公営企業として、すぐに位置づけることは困難な問題もあるわけでごございますが、また有線テレビジョン放送法に基づいて、南丹市の場合、CATV事業を認可をいただいております。またインターネットにつきましては電気通信事業法165条の第1項に基づき、営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体として、届け出のみでサービスを実施いたしておる現状がございまして、こういった現時点での現状のなかで、形態が変われば新たに認可を、許可を取り直す必要が出てくるわけでごございますので、こういったことを十分に留意しながら、この運営にあたっていきたい、思っておるわけでごございますが、とりわけ公営企業法に対する精神っていうのは、これは私は大変大切なことであると思っております。また運営にかかる経費、この節減やサービスの向上、これは大変な重要な要素であります。こういった点から、本年9月から指定管理者制度を適用し、議会のご承認をいただくなかで現在、財団法人南丹市園部国際学園都市センターに委託をいたしておるわけでごございますけれども、委託期間は平成20年3月末までとなっております。

す。こういった観点からも、そのためには来年度には新たな運営の基準を設け、運営委託いただく代表、団体を公募する予定をいたしておるところでございます。受託いただきますのは企業を含めて、事業が実施可能な団体からという形になるというふうに思っております。こうした競争原理を導入し経費節減を推進するとともに、サービス向上についても、CS放送の多チャンネル化や番組内容の多角化を図ってまいり所存でございます。いずれにいたしましても、このCATV事業、独立採算、市の財政に負担をかけないような努力を今後払うなかで、運営していかなければならないというふうに思っておりますので、議員ご指摘の公営企業化に対するご指摘というのは、大変意義のあることだというふうに思いますし、今後その辺を観点に入れながら、運営に努力してまいり所存でございますので、今後とものご指導をお願いいたす次第でございます。

また、合併浄化槽と農集排を一元化し、下水道事業とともに公営企業化を推進すべきでは、というご意見でございます。

下水道事業の公営企業化につきましては、全国的には4,342事業のうち5%、203事業が地方公営企業法適用事業としての公営企業として、下水道事業を行っているのが現状でございます。京都府下においては亀岡市、そして京都市が公営企業として下水道事業を行っております。それ以外は地理的条件などから繰り入れが多く、一般会計からの支援が不可欠なところで、特別関係で運営されているのが実情のようでございます。しかしそういう状況下にあるものの、一方では下水道事業、サービスの対価である料金収入によって維持していくことが求められておるわけでございます。基本的には、公営企業法の適用事業として運営していくことが望ましいことも事実でございますし、これの実現のためには合理的な経営が不可欠であるということも、当然のことでございます。現在のところ公営企業法の適用事業として運営していることが、先ほどご指摘もございましたように、合併浄化槽のそれぞれのまちの違い等々ございます。そういった条件の中で様々な課題があるわけでございますけれども、今後、一元化して公営企業法の適用をしていくことを目標といたしまして、各種の施策を講じていかなければならない、そういうふうに考えておるところでございます。

次にまちづくり、そして観光振興についての様々なご提言をいただいたわけでございます。ご承知のように旧4町におきまして、それぞれ豊かな風土に根ざした、それぞれのまちづくりを推進いただくなかで特色ある、それぞれのまちの施策、そして環境事業を推進いただいております。合併1年が経過しようとしておりますけれども、私自身もこの616km²という広大な地域でございますけれども、ことあるごとに歩かせていただき、それぞれすばらしい再発見といえますか、新たな発見といえますか、様々なすばらしいものに出会わせていただいておりますこと、また感動を覚えることが多々あるわけでございます。そして、外から来た人は、もう一度訪れたい、という思いをして、その言葉を残してお帰りいただいておりますというのが実情でございます。これをいかにまちづくりにつなげるか、また観光振興につなげるか、そして南丹市の発

展、そして住民生活の向上につなげていくかが、大きなキーポイントであると、私も考えておるところでございます。それぞれの地域の良さ、これをいかに他に発信していくか、これは大きな課題である、考えております。それぞれの地域におきまして、また各種の団体におきまして、このことの思いを一つにして、それぞれのお取り組みをいただいているのも事実でございます。今後、市といたしましてもその連携を強め、また、外に発信する一つの大きな力として、努力をしていかなければならないというふうにご考えておるところでございますし、また平成21年春に複線化完成いたします、このJR嵯峨野線こういったことも含めまして、まちづくりの振興に務めてまいりたい、というふうにご考えておるところでございます。先般も申し上げましたが、なかなか新たなるものを作り出すということは難かしゅうございますけれども、今あるものをもう一度再発見し、また再確認するなかで、今あるものを売り出していこうという気持ちで、今後とも努力をいたさしてまいりたい所存でございます。

また観光事業につきまして、観光協会の存在についてご指摘がございました。

美山町観光協会・日吉町観光協会・八木町観光協会、そして、るり溪観光協会、この四つの観光協会が、今、市内に存在し、またそれぞれのご活動をいただいております。また新市発足後は協会間で相互研修に取り組まれるなど、観光のあり方についても研鑽を積み重ねられておきまして、これまでの観光の形から、また参加・体験型へのシフトしておるといった現状にも合わせて、それぞれの取り組みをしていただいております。先ほど申されました旧美山町、年間70万人以上の入り込み客をお迎えになっておられます。各種の事業も積極的に推進されておられるわけでございます。こんなに多くの観光客が訪れられる地域、この南丹市においても、美山町が一番大きいものがあるわけでございます。こういったなかでただ、点ではなく、点から線、線から面へと、この南丹市のすばらしい魅力を、それぞれの魅力を最大限に活用していく、その努力をいたしてまいりたいと思っておりますし、その観光協会の再編、ご指摘をいただいたわけでございますが、様々な課題があるわけでございます。こういったなかで、ご関係の皆さま方とも十分お話をお聞きし、また協議を進めるなかで今後の方向性を見出していきたいというふうにご考えておりますので、今後とものご意見、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

村田正夫議員。

○議員（25番 村田 正夫君） 25番、村田です。

1番目の市民参加型の件ですけれども、よく言われるように市民と行政とのあり方の中で、指導型から支援型へということがよく言われます。かつての村おこしの対応でいきますなら、こういった事業がありますよ、こうした補助事業がありますよということ地域に、また団体に指導しながら、それをやって、例えば特産品を作るやとか、建物を建てるであるとか、こういった形で、そして地域を活性化させていく、そういった

方法がかつてはありました。しかし今いわれておるのは支援型といいまして、市民、住民自らが自分たちの地域のことを考え、そして地域資源を生かしていこうという、考えて、自らが立ち上げる、動かす、やっていく、そのなかから行政がそれを見ながら、我々議会の者もそれを見ながら、これにはこの団体には、この村おこしにはこういう支援が必要であろうということを見つけながら、適度な支援をしていくという、いわば、こういう指導型から、やはり支援型への、やはり変化というものは、私は非常に大きいし、これは大事だというふうに思っておるんです。これがまさに私は市民参加型、住民参加型の一番大事なところだと思うんですよ。私は7年前にこの振興会の提言を一般質問で中田町長にさしていただいたときに、当時の中田町長は将来に向けた、極めて重い提言をいただいたと受け止めているという答弁のあと、1年間かけて協議をしていただき、そのあと立ち上げていただいて6年になるんです。いわば7年前が今の南丹市と、私は同じだと思うんですよ。いったいこれからの南丹市は住民自治を市長はどうされようとされておるのか、今までの指導型でいって、行政さえやったら、それでええやないかと。あんたらがそれを受けて、それでハッピーやったらええやないかと。私はそれは一番低次元の行政のあり方、いわゆる次元の低いやり方だと思うんです。いかに市民が自らの身銭を切っても、金を出したり、場合によっては負担金を出したり、場合によっては労働であったり、参加するなかでの対価であったりとか、いろんな身銭を切っても、一緒になって市と一緒に協働していく、これが私は極めてレベルの高い市政だというふうに思うんです。行政だと思うんです。私はそういうことを目指していかないことには、夕張市の問題はよく言われますけれども、あれは、私は500億とか、金額の問題ではないと思うんですよ。そういったシステムがね、予備軍があちこちに30あるとか、こういう形で300あるとか、新聞報道されてますけどね、私はそれは冷たく見てます。それはそういった形のね、いわゆる定量化できない数として計算ができない力とか、逆に言えば弱さが夕張市なり、その予備軍にはあるんだと思うんですよ。それが私は市民参加型の形であったり、甚大だと思うんですよ。それをつくる市政をこれからやるのか、やらないのかということをお聞きしておるんです。だから来年1年かかって研究します。20年度からやるとか、そういう答弁がいただきたいんです。美山町の振興会では毎月いくらかのお金を各所帯から集めておりまして、年間4,000円から5,000円の負担を持っております。それぐらいの金はね、やっぱ出していかんなんですよ。大変申し訳ないですけど、私はほかの旧町のいろんな住民自治の形の中で、ちょっと見さしていただいておりますけれども、なかなかその負担というところができてないように思いますし、やはりこの6年間で美山町の振興会で大きな成果は、人材が育成されたということなんです。人が育ったということなんです。このことによって人が育ったから、この形が持続可能なんです。ですから人材を育てなアカンんですよ。今、南丹市にとっても日本は地方が非常に厳しい、氷河期に入ると私は思っております。東京と名古屋を中心とした中京だけが元気のある、そんな日本にしては、私は

してはならないというふうに思います。しかし今のシステムではそうなる可能性があります。地方がどうこれから自立をするのか、補助金体質から脱却をするのかと、このことが私は問われておるなかで、私は市民参加型、市民自立型の行政と協働した、この市政というのが絶対必要だというふうに思っておるんです。だから提案しておるんですよ。ですから市民、これからはその地方の中から、どう職員が事業として金を取ってくるのか、いわば地域をどうコーディネートするのか、コーディネート力があるのか、その地域にストーリーが描けるのか、作成能力があるのかという職員の資質が、これから問われるんです、と私は思うんです。そして我々議員にとっても、その提案力と、その最後の検証能力というものが、私は必ず問われるものというふうに自覚をしておるところなんです。ですから市長、具体的にやるのか、やらないのか、だから総合計画の中で考えていくのは分かるんですよ。ですけれども、そういった市にしようとしとるのかと、そのことだけちょっと聞きます。

公営企業法の公営企業化の件ですけれども、私これには現に井上所長とも、よく話しを聞かしていただく機会を持つんですが、これからはやはりね、非常に大きな影響力を持つのが地方交付税の推移だというふうに思います。これがどう推移していくのか、しかし間違いなしに地方交付税は絞られます。ですけれども、これによって公営企業化を決断するのかわからないのかという判断をしなくてはならない、それも一つだというふうに私は思いますので、これについて少しお考えを聞きます。

それと先ほどいいましたので、ダブりますけれども、すぐには実施をできなくとも公営企業化はできなくても、特会であったり、先ほど指定管理者でということでしたが、それであったとしても、実現を目指して、それを目標にやっておるのと、ただ単に日々淡々と仕事をしておるのと私は違うと思うんですよ。目標を立てて具体的な改善策に果敢に取り組むという、そのことにより日々の事業運営、日常が違っていると、私は変わってくるはずだというふうに思うんです。このことが非常に大事だと思います。それと指定管理者へのアウトソーシングと言えるのかどうかは別としても、こういったなかでの、やはり公的責任というものがあるから、こういう公営企業というものが言われておると思うので、そこら辺についても、もしよかったらちょっと言及いただきたいというふうに思います。

三つ目のまちづくりの問題なり情報発信でありますけれども、一つは最後にいいました文化村でのイベントであったり、JCが頑張っておりました。私はJCがあこまで頑張っておるのをね、どの程度市が支援したり、まさに協働されたんかどうかわかりませんが、私はああいう動きは大事にしていくべきだというふうに思うんですよ。確かに鹿肉の商品化なり、ああいうなんは府が協力したりとか、いろいろやりやすい事業ではあるかもわかりませんが。しかし私はこのJCが若い力であるとか、民間感覚であるとか、様々なもんを生かしながら頑張っておったと思うんですが、やはりこの何ちゅうか、官民一体となるといいますか、そういうやはり、学校の生かし方も学者連携とか

いますけれども、そういうやっぱり異色の者が異業種交流ではないですけれども、そういう形で、やはりやっていくということが私、学生のまち、いっぱい学校もありますしね、そういうことが大事だと思うんですけど、私はぜひこのJ Cとも一度協議をさせていただいて、やっぱり連携をしていくということは大事だと思います。もちろん最初にいました文化村とのこともありますので、そういったことについてもお願いしたいと思います。

それともう一点、観光協会のこと、私先ほどいいました美山はちょっと、いわゆる良いとか、悪いとかいうレベルではなしに、種類が違うんだということを言うたと思うんですよ。だからその種類の違うのが同じ俎上の4町のテーブルじゃない方がええですよというふうに、私は言うてるんです。それについてはどうかということをお答えください。

以上。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それではご質問、お答えいたします。

住民自治組織の問題、私も先ほどの答弁の冒頭に述べましたように、今、地方自治をめぐる課題というのは従前とまったく異なり、大変厳しいものになっている反面、自己責任、また地方自治体や市民の皆さま方の対応という部分が重要な要素になっております。こういったなかで従来型の補助金型の行政、このことでやっていけるとは思いませんし、それからの脱却をいかに図ることが重要である、いうふうな認識は一にするところだと思います。しかしながら先ほどおっしゃいました振興会制度につきまして、他の3町におきましての認識というのは、まだまだ大きいものとはなっておりません。先だっの地域代表者連絡会議においても、そのことを私は痛感いたしましたわけでございます。議員ご指摘のように、この6年あまりの間の振興会制度によりまして、美山町のまちづくり、まさに住民一体となったまちづくりをお進めになっておることに対して、大変敬意を表しておるところでございます。しかし、そういったことは他の3町についてもご理解をいただけるのか、また違う、これまでの歴史があるわけでございますので、こういったなかでこういったまちづくりについて、地域代表者の皆さま方をはじめ、市民の皆さま方がどのようにご理解いただけるのか、またどのような方向性を持っていただけるのか、今まずは、地域代表者連絡会議として検討をはじめさせていただいておるところでございます。こういうような意向も踏まえまして、具体的な方策について、また方向性について、決定していかなければならないというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、公営企業化の問題でございます。

今、この公営企業法、地方公営企業法、先ほど申し上げました限られた分野で行われておるわけでございますし、CATVにつきましては今のところ、このなかに入れられないというふうな、また現在の認可条件の中でも、これを単純に公営企業に移管すると

というのは難しい、いう現状があるわけです。しかしながら、今、南丹市においても公営バス、市営バスを運行いたしております。こういった問題につきましても企業経営的なセンスを持った、また独立採算的なセンスを持った、こういったなかで運営していかないと、一般財源の中から足らなければ充当するというような形で、今後の財政運営ができるとは考えておりませんし、益々このような圧力が強まってくると思います。そういったなかで先ほどご指摘がございましたが、地方交付税の問題、大変分かりにくい不透明な状況でございます。また、こういう状況があるからこそ、公営企業法適用、また移管にもかかわりませず独立採算的なもの、そして公営企業的な発想を持って、これらの事業に取り組んでいかなければならない、いうふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また先ほど、美山町の中での自然文化村の存在、またＪＣでのご活動、私も北村におきましてＪＣの皆さん方と一緒にになりまして、お話をさせていただいたところがございます。それぞれ４０歳以下の皆さま方が新しい感覚を持って、この南丹市のまちづくりに貢献していこう、ともに頑張っていこうというふうな思いで、あの企画をされました。そして輝く未来をともに見つめていこうということで、努力いただいております。今後ＪＣの皆さま方をはじめ、それぞれの団体の皆さま方のご努力いただいております、そのお力を、またお借りする。また連携を強めるなかで観光施策をはじめとする、それぞれの施策に努力をしていかなければならないと思いますし、そういった意味で市といたしましても、広く皆さま方のご意見をお聞きし、また皆さま方と連携を強める努力をしていかなければならないと考えておりますので、今後とものご意見、ご指導をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

村田正夫議員。

○議員（２５番 村田 正夫君） ちょっと時間が押しておりますので、市民参加型について、ちょっと言いたいことだけ言っておきます。

このことが私は、地域振興会がそのままやれとは言うてはおらんのです。住民自治組織をして、いわゆる都会型と先ほどいいました農村型でやることは違いますので、そのことについてちょっと触れられる時間がないんで残念なんですけども。私は美山町がやったように組織をスリム化するというので、自治会と地区公民館と、そして村おこし推進委員会というこの三つをね、振興会にぐっと一つに発展的に束ねたんですよ。ですから、地域の、いわゆるスリム化というこのことも、この組織というのは果たせることができますので、ぜひこれも考えていただきたい。

それとこの地域、私は住民自治ということを図るというのは、非常に私は大事な課題だと思っておりますので、極論で言えば、例えば住民自治課、住民自治課何かを設置、課を作れとはいいませんけど、そんなような考え方をして、そして旧４町に、それぞれ

支所にそういった住民自治のプロジェクトを横断的に作って、そして、いわゆるそのどっかの地域、旧村のそのどっかの地域を、いわゆるデザインコンテストのようなものをやらしたりして、知事部局に知事に200万なら200万の金を持って、1番よかったところには100万、2番目は50万、3番目は30万、最後は20万円という、こんなようなことをね、さしていくというのも一つの方法やというように私は思うんですよ。今日時間ないんで、またちょっと言えませんが、そんな発想も私は市長必要やと思うんです。

それとちょっと最後ですので、市長に苦言を申しますが、私はこの三日間ずっと一般質問聞いておりますけれども、実は通告書というのを出しておりますけれども、通告書は実は議長に出しておるんですよ、我々は。市長やら皆さんに出しておるわけやないんです。部長やら課長が、これは答弁たぶん作っておられると思うんですけど、我々から言わしてもらえば、部長や課長の答弁を聞いとる、聞きたくはないんです、はっきり言うて。私は市長はもっとね、自分の言葉で、自分の考えで、自分の好き嫌いとか、好みでもっと遠慮なく言われたらどうかなと思うんですよ。我々はそれを期待しておるんですわ。私はそれをせんことにはね、この一般質問というのがね、覚醒化しませんし、議会は活性化しませんよ、これ。ご承知のようにね、市議会になってからは委員会制と党派制です。議会に議案が上程されたら、即刻、各三つの常任委員会に、もう付託です。そこで委員会の中で審査をして、そして表決、この議会というものが非常に形骸化されています。ですから我々議員にとったかてですわ、最初のとくに言うたように、一生懸命これ調べて、勉強して理論構成して市長にぶつけとるんですよ。この答弁のこの紙見てきてください。全部相手は書いとるのは、全部市長でしょう。市長とか、教育長ですよ。だれもほかに書いてないですがな。だから市長がご遠慮なく自分の思いで、ときには失言であとから取り消しをするぐらいの市長の人間性のあふれる答弁を、私はすべきだと思うんですよ。それを我々は期待をしています。そうでなかったらね、もう通告制はやめよかということになるんですよ。我々議員かてね、この一般質問でしか我々の思いとか、今までの歩んできた道であるとか、人間性を発揮する場所がないんです、我々にとっても。ですから市長、どうか今後はもっと思い切って、自分の思いを答弁書は一つ参考にしていただいて、発言をしていただき、答弁をしてください。そうならば我々議員も、もっと張り切ってね、もっと頑張って一般質問ができるんですよ。そしてたぶん傍聴に来ておられる皆さんにとってもですわ、おもしろい一般質問になると思うんですよ。何が質問で出てくるか、何が答弁で出てくるか分からんという、いわば期待が持てるわけですから、おそらく皆さん方と協議をしてとか、また皆さん方と検討ののちとか、そういうことではね、私はね、なかなかお互いの活性化というのは生まれてこないというように思います。1問1答方式であるとか、様々なことが言われておりますけれども、私は議会というものは、そしてこの一般質問というものは政策議論の場というふうに思うんです。しかもこれしかないです。唯一のもんですから、私は最後に市長にそのことに

についてのお考えを、大変厳しい言い方をしたかも分かりませんが、お聞きをいたしまして、私の3回目の最後の質問といたします。

○議長（高橋 芳治君） 佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 貴重なご提言を賜ったというふうに思っております。私自身まだ就任して半年あまりでございます。また市議会の状況、こういったなかでどういうふうな対応をさしていただいたらええのか、とまどつとる部分もあるのも事実でございます。ただいまご提言いただきましたものを十分胸に留めまして、今後の活動に実施していきたいというふうに思っておりますので、今後とものご指導、よろしく願いいたします。21名の皆さま方にご質問、それぞれ賜りましたことに改めて厚く御礼を申し上げまして、答弁といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 村田正夫議員の質問が終わりました。

以上をもって、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

3時から再開したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

午後2時52分休憩

午後3時00分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2 議案第223号

○議長（高橋 芳治君） 次に、日程第2、議案第223号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第223号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第223号については委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論の通告はありません。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終決いたします。

それでは議案第223号について、採決いたします。

本案は原案のとおり、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、議案第223号については原案のとおり、同意することに決しました。

日程第3 議案第224号から議案第242号まで

日程第4 議案第243号から議案第251号まで

○議長(高橋 芳治君) 次に日程第3、第4を一括して議題といたします。

質疑の通告はありません。

特に、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) ないようでございますので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第224号から議案第242号まで及び議案第243号から議案第251号までについては、お手元配付の議案付託表の1のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

日程第5 請願審査について

○議長(高橋 芳治君) 日程第5、「請願審査について」を議題といたします。

まず、9月定例会の提出にかかる集配郵便局の再編計画の撤回を求める請願及び品目横断的経営安定対策と南丹市の農業振興策に関する請願2件に対する総務常任委員長及び産業建設常任委員長の請願審査結果報告は、お手元配付の文書表のとおりでございます。

この際、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 以上で、討論を終結いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、集配郵便局の再編計画の撤回を求める請願は、委員長の報告は趣旨採択であり

ます。

本件、委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本請願は趣旨採択と決しました。

次に、品目横断的経営安定対策と南丹市の農業振興に関する請願は、委員長の報告は趣旨採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本請願は趣旨採択といたしました。

次に、本12月定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。

お手元配付の文書表記載の委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 異議なしと認め、さよう決します。

日程第6 意見書(案)

○議長(高橋 芳治君) 日程第6、「意見書(案)」を議題といたします。

お手元配付のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(勝山 秀良君) 件名を朗読いたします。

「郵便局の機能の維持とサービス堅持を求める意見書」案、以上でございます。

○議長(高橋 芳治君) ただいまの件名の朗読で、議案の内容はご承知願えたものと思っております。

この際、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 芳治君) 以上で、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

郵便局機能の維持とサービス堅持を求める意見書案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(高橋 芳治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理については、議長に一任願います。

○議長(高橋 芳治君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は12月21日、再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞でした。

午後3時07分散会
